

第2版

連合静岡 政策集

連合は、「働くことを軸とする安心社会—まもる・つなぐ・創り出す—」
に向けて、政策実現に全力で取り組みます。

———— 2024.10 ～ 2026.9 ————



日本労働組合総連合会 静岡県連合会 (連合静岡)

連合静岡 政策集 目次

I 県民の命を守る危機管理体制の強化

1 総合的な防災・減災対策

- (1) 自然災害（地震・津波・豪雨災害等）対策の強化 1
- (2) 災害時に機能する信頼性の高い情報の発信 2
- (3) 地域防災力の強化 3

2 安全な生活環境の確保

- (1) 犯罪・火災のないまちづくりの推進 4
- (2) 交通事故防止対策の充実 5

II 一人ひとりが尊重された「真の多様性」が根付く職場・社会の実現

1 ジェンダー平等・多様性社会の実現 6

2 誰もがいきいきと働き続けられる職場づくり 7

III 働くことを軸とする安心社会の実現

1 雇用・労働政策

- (1) 多様な雇用・就労形態の労働者の雇用安定と公正な処遇 8
- (2) 労働環境の整備促進 9
- (3) 法に基づいた労働者保護ルールの徹底 10
- (4) あらゆるハラスメントの根絶 11

2 産業・経済政策

- (1) 既存企業の定着支援と新成長産業の誘致・育成 12
- (2) 地域経済を支える中小企業への支援強化 13
- (3) 労働力不足に対応するための人材確保策の推進 14

3 社会保障政策

- (1) 「全世代支援型」社会保障制度の充実 15
- (2) 地域包括ケアシステムの推進と介護人材確保のための取組強化 16
- (3) 子ども・子育て支援制度の着実な実施 17
- (4) 障がい者が地域で尊厳をもって生活する権利を保障した共生社会の構築 18
- (5) 過去の経験を活かした新たな感染症発生時の対応 19

4 その他

- (1) 持続可能で安全・安心な社会資本整備の推進 20
- (2) 多文化共生社会の実現 21
- (3) 環境保全と地球温暖化対策の推進 22
- (4) 教育の機会均等と学校の働き方改革による学びの質の向上 23
- (5) 民意を政治に反映させるための投票環境の整備 24
- (6) 住民サービスの質を落とさない持続可能な行財政運営の推進 25

連合がめざす社会像 26

連合の政策提言 27

連合静岡の紹介 28

あとがき 29

I 県民の命を守る危機管理体制の強化

1 総合的な防災・減災対策

(1) 自然災害（地震・津波・豪雨災害等）対策の強化



南海トラフを震源とする大規模な地震・津波災害が発生する危険性があることから、基幹道路や橋梁、港湾などの防災対策が急がれる。また、TOUKAI-0（ゼロ）※事業に代表される一般家屋や公共施設の耐震化率の向上など、地震・津波対策に対するハード対策を継続して行う必要がある。【図1】

近年、洪水や土砂災害を引き起こす大雨や短時間豪雨の回数が増加し、全国各地で浸水被害が頻発している。【図2】また、2021年7月には熱海市伊豆山で大規模な土砂崩れも発生し、多くの人命が奪われた。行政に対し、県民の命と財産を守るため、急傾斜地対策や河川整備、低地のかさ上げ、不法盛り土対策などのハード対策を確実に実施するよう求める。

エネルギーは、暮らしと産業を支える重要なイン

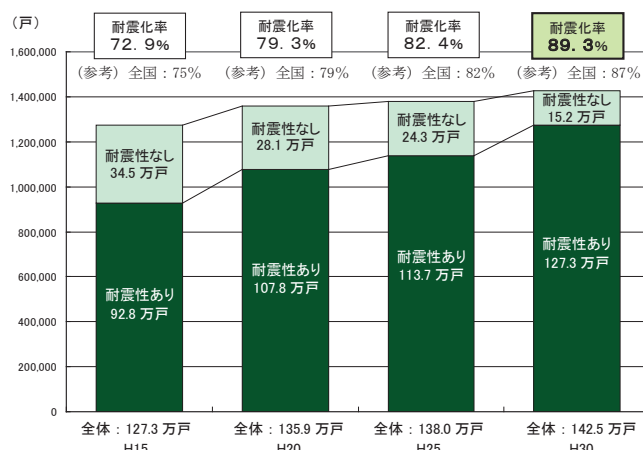
フラであり、災害発生時を含めて安定的な確保が求められている。地域特性を踏まえた地産地消で再生可能なエネルギーの導入率をさらに高め、災害時に強い分散型エネルギー供給システムの構築が必要となっている。加えて、台風等による樹木倒壊を起因とした停電を回避するため、関係行政と電力会社とが協力し、予防伐採を計画的かつ継続的に行うべきである。

静岡県としては「静岡県国土強靱化地域計画」を確実に実行し、各市町においても防災・減災対策を最優先課題として取り組むように求める。

※TOUKAI-0（ゼロ）

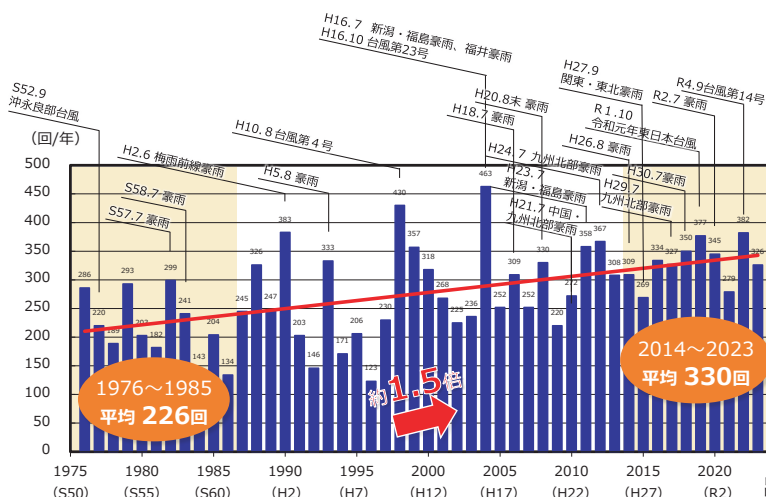
昭和56年5月以前に建築された木造住宅は新基準に照らすと耐震性が不十分とされるため、該当住宅に住んでいる県民を対象に無料の耐震診断や耐震補強工事に補助金が受けられる制度。耐震診断は2024年度、補強工事補助金は2025年度まで。

【図1】住宅の戸数と耐震化率の推移（住宅・土地統計調査より推計）



出所：静岡県くらし・環境部

【図2】1時間降水量50mm以上年間発生回数



出所：国土交通省水害 2023

1 総合的な防災・減災対策

(2) 災害時に機能する信頼性の高い情報の発信



災害発生直後の各種警報・注意報の受信手段として、テレビやラジオなどが上げられるが、最近ではスマホを活用した防災に関する県及び市町の公式アプリをダウンロードすることによって、より身近でタイムリーな情報を受けられる状況となっている。この防災アプリを周知し、ダウンロードを促進することが重要となる。【図1】

防災アプリ以外にも、静岡県が運用している豪雨災害時の河川水位などの情報がわかるサイポスレーダー※や、遠隔操作のカメラによる管理河川のリアル映像は地域住民による自発的な避難行動につながるため、防災アプリ同様に周知が必要である。

被災後に必要な情報としては、避難所の開設や運営状況、感染予防対策、支援物資の提供、ボラ

ンティアの受入れ状況、罹災証明の発行や仮設住宅への入居といった行政への各種手続きの申請方法などが上げられる。これらの情報は避難所利用者だけでなく、地域住民にも発信することが不可欠である。

過去の大規模災害でも、SNS上での間違った情報発信によって被災者が混乱したケースが報告されている。誰もが不安になる災害発生時こそ、行政からの必要かつ信頼性の高い情報を発信することが肝要であり、県及び市町には災害発生時の信頼性の高い情報の発信を求めている。

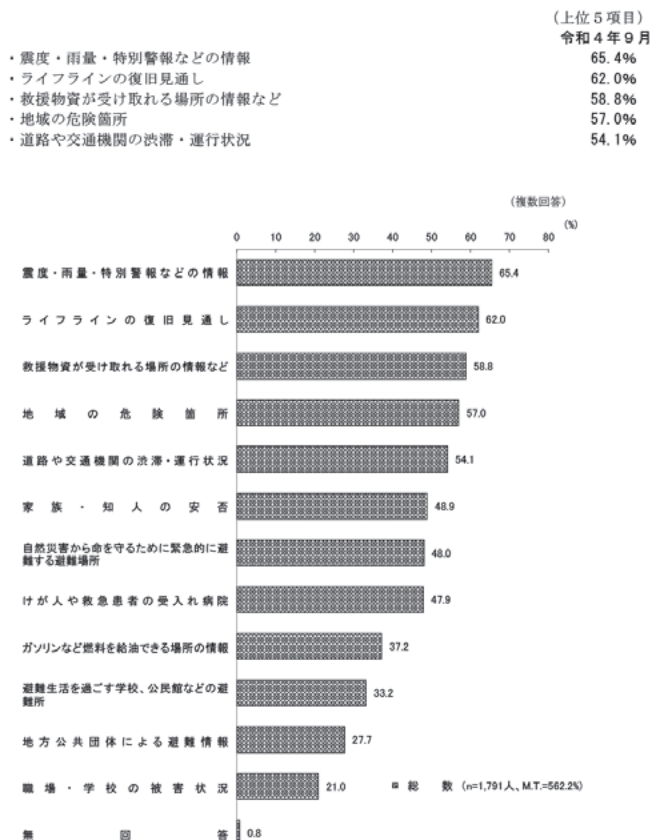
※サイポスレーダー

洪水や地震に対する防災対策として、河川や海岸の堤防や護岸整備に加え、大雨時等の土木防災情報を総合的に集約化し、迅速・的確な判断を支援する水防用システム（通称サイポス：SIPOS）

【図1】 災害が起こった時に充実してほしい情報

(2) 自然災害が起こった時に充実してほしい情報

問 13. あなたは、自然災害が起こった時に、どのような情報を充実してほしいと思いますか。
(〇はいくつでも)



出所：内閣府「防災に関する意識調査」(2022年4月)

1 総合的な防災・減災対策

(3) 地域防災力の強化



大規模災害発生時、広範囲に被災した場合は消防や警察、自衛隊といった公的機関が活動する範囲は限定される。日頃からの地域による「共助」と、自らの防災意識を高める「自助」の意識を持つことが重要である。【図1】

とりわけ、災害発生時に立ち上がる地域避難所は、地域住民による自主運営が原則となるため、運営マニュアルの作成や定期的な改訂と日頃からの立ち上げ訓練が欠かせない。このマニュアルの作成にあたっては、年齢・性別・障がいの有無などにかかわらず幅広い視点を取り入れるべきであり、県及び市町に対し運営マニュアルの作成・改訂時の参画を求めている。

地域における防災リーダーとなる人材育成も課

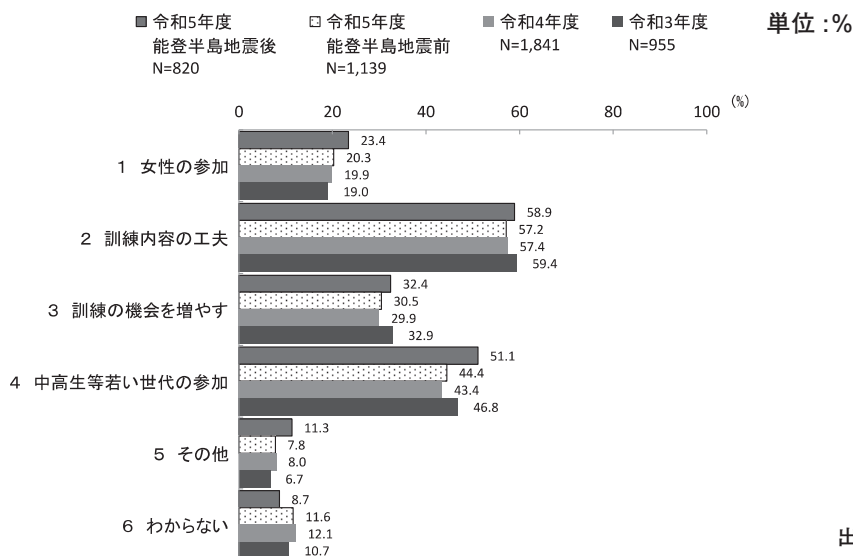
題である。現在制度化されているふじのくに防災士の増員や、次代の担い手となる中学生を対象としたジュニア防災士の育成と、行政と防災士または防災士間の連携強化などが今後の課題となる。

近年、消防団員の高齢化と団員数の減少が課題となっている。火災や自然災害発生時に初動対応する消防団の存在は地域に安心をもたらせており、消防団体制の維持と団員確保に向けた取り組みの強化が不可欠である。【図2】

「自らの地域は住民で守ることが原則」という県民意識の高揚は継続して取り組むべき課題であり、自治体および町内会単位での各種防災イベントの拡充を求めている。

【図1】 令和5年度（2023年度）南海トラフ地震に関する県民意識調査

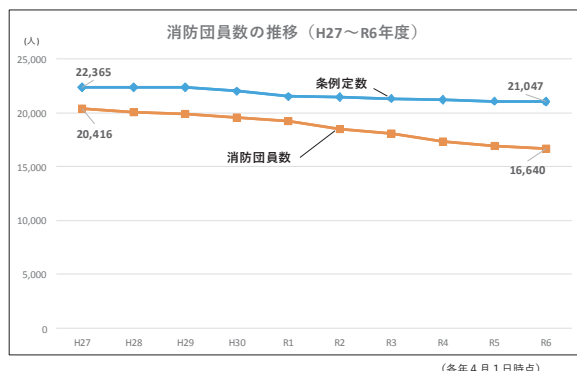
Q；自主防災活動を活発化するにはどのようなことが必要だと思いますか。（複数回答可）



出所：静岡県危機管理部

【図2】 県内消防団員数の推移

単位：人



出所：静岡県危機管理部

2 安全な生活環境の確保

(1) 犯罪・火災のないまちづくりの推進



静岡県の2023年刑法犯認知件数は15,612件で、前年に比べ1,380件増加した。罪種別で見ると、全ての罪種において増加し、凶悪犯177件(+66件)、粗暴犯1,929件(+92件)、窃盗犯10,145件(+1,095件)、知能犯848件(+90件)、風俗犯306件(+37件)となり、全刑法犯認知件数の約65.0%を窃盗犯が占めている(静岡県警察)。

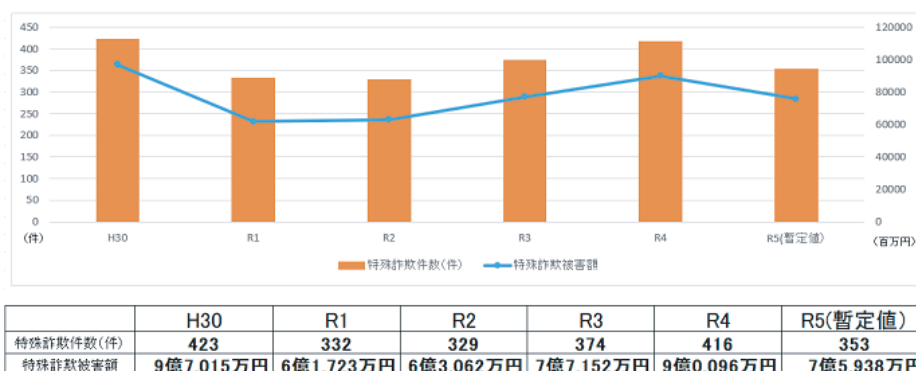
静岡県内の特殊詐欺被害件数及び被害額は、2023年度353件、7億5,938万円となっている。【図1】預金小切手等を活用した特殊詐欺被害防止対策プラン(預手プラン)の導入など、一定の被害防止効果があったが、件数、被害額ともに高止まりの傾向にある。

犯罪を未然に防ぐため、警察官数の確保と機能的な配置とともに、県民一人一人の防犯意識を高める

ことが重要であり、警察による広報活動の一層の強化が期待される。また、地域における見守り運動の推進など、抑止効果を高める施策の拡充が期待される。あわせて、犯罪被害者の心身の負担軽減のため、犯罪被害者の支援体制を整えることが求められる。

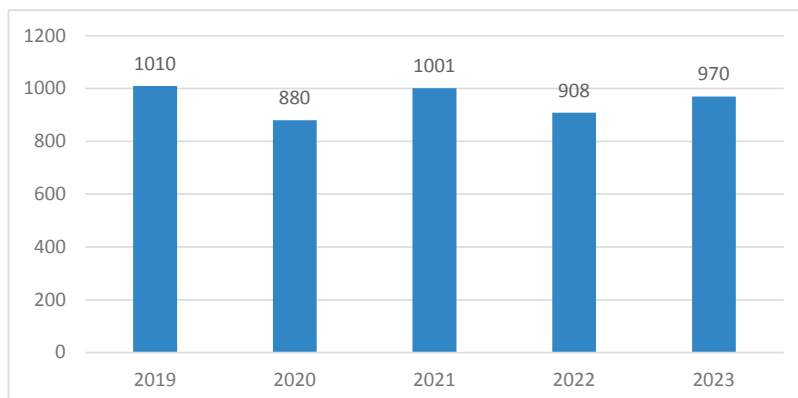
総務省消防庁の発表によると、2023年1年間の静岡県内の出火件数は970件(人口1万人当たりの出火率;2.67)であり、2022年と比べ件数で+62件、出火率は+0.19となった。【図2】2024年1月に発生した能登半島地震では、輪島市を中心に大規模火災で多くの人命が失われており、自然災害に対する備えと同様に、県民に対する火災予防のための啓蒙活動を行う必要がある。

【図1】 静岡県内の特殊詐欺被害件数及び被害額



出所：静岡県警察本部

【図2】 静岡県内の出火件数



出所：総務省消防庁

2 安全な生活環境の確保

(2) 交通事故防止対策の充実



静岡県警がまとめた2023年の交通事故発生状況によると、県内で発生した人身交通事故件数は1万8,662件で3年連続で2万件を下回り、死者数は70人で3年連続の減少、過去最少を更新した。【図1】また、高齢者が関わる交通事故件数は7,165件と前年より469件増加したものの、高齢死者数は、39人と過去最少となった。警察および関係機関による取組みが奏功しているが、引き続き、交通事故多発個所の安全対策を進めるとともに、県民とりわけ高齢者に対する交通安全意識の高揚のための広報活動を進める必要がある。

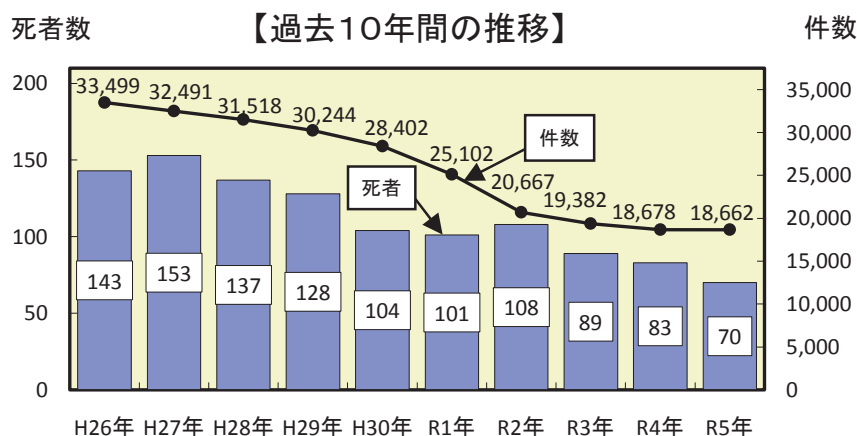
全国的には高齢化社会の加速に伴って、高齢ドライバーの運転操作ミスによる事故は増加している。行政は運転免許の自主返納を促しているが、過疎地などで運転せざるを得ない環境下にある高

齢者にとっては返納後の交通手段の確保が課題であり、行政に対し地域公共交通の充実を求めている。【図2】

2023年3月警察庁のまとめによると、全国で自転車乗車中に死亡した人の数は2023年346人となり、前年より7人増加した。2022年4月に改正された道路交通法では、ヘルメットの着用が努力義務となっているが、自転車運転中の死亡事故のうち、ヘルメット未着用者の致死率は着用者の1.9倍とのデータもあることから、着用促進の取組み強化が求められる。

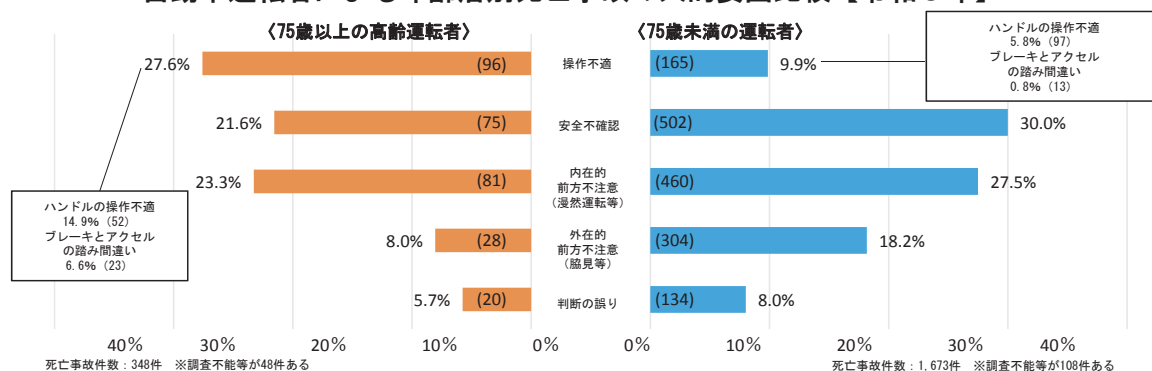
悲惨な飲酒運転による死亡事故は年々減少傾向（2023年は112件）にあるが、根絶には至っていない。さらなる厳罰化や官民挙げての飲酒運転撲滅活動への取組みの強化を求めている。

【図1】 静岡県内の交通事故発生状況の推移



【図2】 高齢者事故の人的要因（全国）

自動車運転者による年齢層別死亡事故の人的要因比較【令和5年】



(注)・第1当事者が自動車(乗用車、貨物車、特殊車)の件数である。・運転者の年齢が16歳以上の事故について集計した。

出所：警察庁交通局

Ⅱ 一人ひとりが尊重された「真の多様性」が根付く職場・社会の実現

1 ジェンダー平等・多様性社会の実現



連合静岡として2011年より男女共同参画推進計画に取り組んできたが、今もなお固定的性別役割分担意識の払拭には至っていない。連合静岡はすべての政策にジェンダー平等の視点を横断的に取り入れ、性別・年齢・国籍・障がいの有無・就労形態などにかかわらず、誰もが多様性を認め合い、互いに支え合う、公正な職場・社会の実現をめざす。引き続き男女平等参画を推進するとともに、「真の多様性」に向けた法整備、職場環境の改善などの取組みを展開する。

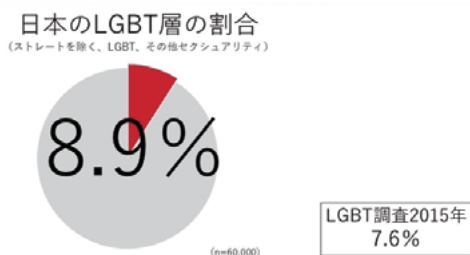
日本には約8.9%の性的マイノリティに属する人がいると言われている（2018年民間調査）が【図1】、いまだに学校や職場で差別的扱いを受けるケースが散見されるため、人権擁護と差別の禁止という観点から、このような事象はなくしていかななくてはならない。過去にも人のSOGI（性自認、性的指向）を本人の了承を得ずに他の人に暴露するアウティングによって自死する事

件も発生しており、アウティング禁止条例を制定している自治体もある。

性的指向・性自認（SOGI）の尊重の観点から、行政手続きではLGBTQ+カップルに対し、結婚に相当する関係として認めるなど、性的マイノリティ同士がパートナーとして生活できることを公的に認める「パートナーシップ宣言制度」が静岡県および県内4市で制定されている（2024年3月時点）。今後は提供されるサービスの拡充や県制度でカバーできないメニューの改善を求めていく。

女性が抱える困難な問題やその背景、心身の状況などに応じた最適な支援を受け、自立のための援助などを包括的に提供する体制整備を目的に、2024年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」が施行された。国と基礎自治体の緊密な連携により、法の実効性を確保する必要がある。

【図1】 日本の性的マイノリティの割合



つまり11人に1人という計算。それは左利きの人の割合とほぼ同じ。

出所：電通ダイバーシティ・ラボ「LGBT 調査 2018 結果報告」

< 2024.6.9 はままつレインボープライドの様子 >



撮影：連合静岡

< 静岡県パートナーシップ宣誓制度のチラシ >



出所：静岡県くらし・環境部 男女共同参画課

2 誰もがいきいきと働き続けられる職場づくり



県内産業は様々な人材の活躍によって支えられている。女性や高齢者、若者、障がい者、外国人、LGBTQ+など、年齢や性別、国籍、障がいの有無に左右されず、性的マイノリティも含めて誰もがいきいきと働き続けられる社会をめざす。

すべての働く者が安心感を持ち、やりがいを感じられる職場・社会の実現をはかるため、あらゆるハラスメントの根絶や差別・偏見の禁止、アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）の自覚を促す取組みを推進するとともに、固定的性別役割分担意識を払拭させることが不可欠である。

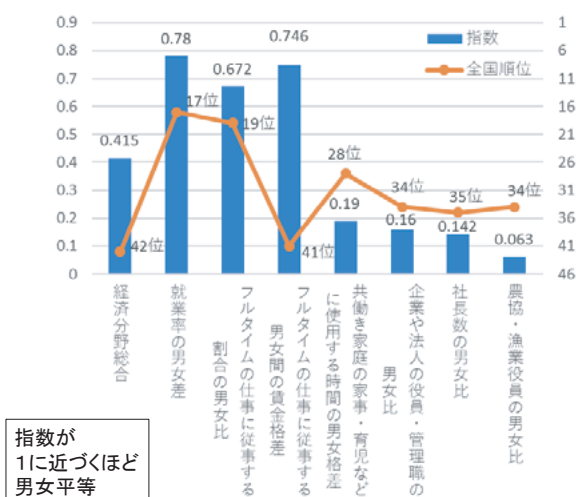
2024年「都道府県版ジェンダー・ギャップ指数」（上智大学／三浦教授調査）では、男女の賃金格差や企業・法人の役員・管理職の男女比などの7つの指標から算出した「経済」の指数において静岡県は全国で42位となり、昨年の最下位から脱出したものの依然として低水準である。【図1】また、2023年5月静岡労働局発表の年次・性別賃金の推移（静岡県）

では、所定内給与額は男性を100とした場合、女性は75.7となっており、依然として男女間の賃金格差が課題となっている。雇用の分野における性差別の禁止に向けて、男女雇用平等法の実現に取り組む。

政府は「異次元の子育て支援策」として、男性の育児休業取得率の目標値（2025年度までに50%）を示しており、2022年度の全国平均が17.1%となる中、静岡県は21.8%と全国平均を上回っている。【図2】取組みの成果が表れていることは評価できるが、国が掲げる目標値までは程遠いため、さらなる取得率向上を推進するとともに、男女がともに仕事と生活の調和がはかれるよう、さらなる育児・介護休業法の改正が望まれる。

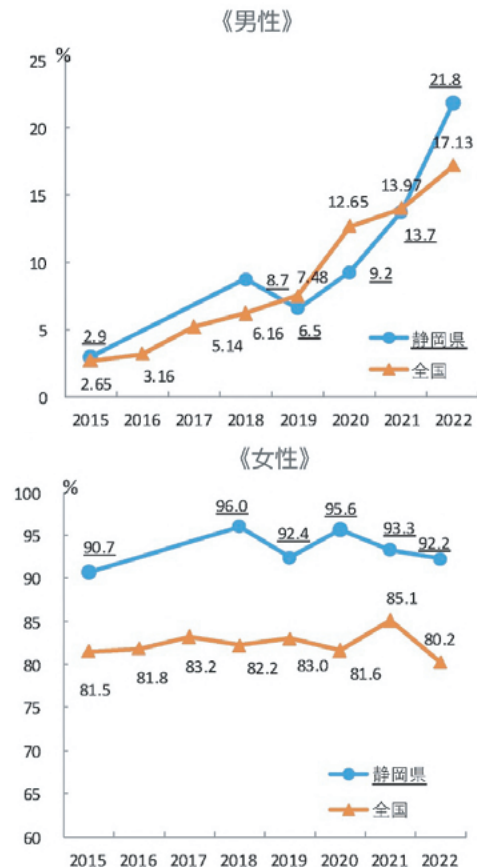
誰もがワークライフバランスを実現するためにも、静岡県が掲げる「子育ては尊い仕事」の理念に基づき、働き方の見直しや仕事と育児・介護等の両立に向け、県民意識を変えることや労使による労働環境の整備に取り組んでいく。

【図1】静岡県のジェンダーギャップ指数



出所：2024年「都道府県別ジェンダーギャップ指数」

【図2】静岡県 男女別育児休業取得率の推移



出所：厚生労働省「雇用均等基本調査」、「静岡県雇用管理状況調査（2022）」

1 雇用・労働政策

(1) 多様な雇用・就労形態の労働者の雇用安定と公正な処遇

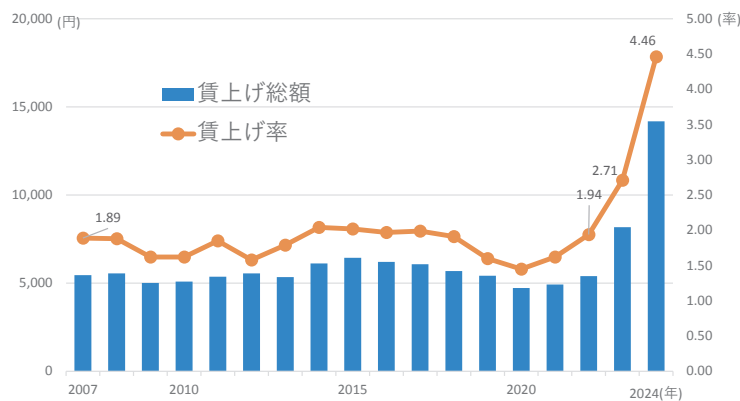


コロナ禍からの経済回復に伴う労働力不足が叫ばれる中、非正規雇用で働く労働者は増加している。2024 春闘では県内 128 組合の平均妥結額は加重平均で 14,179 円、賃上げ率 4.46%（連合静岡調べ）となり【図 1】、物価も賃金も上がる好循環社会に近づきつつあるものの、労働組合のない職場で働く非正規労働者からは「正社員と比べて賃上げの恩恵が享受できていない」との声が多く寄せられている。依然として物価上昇分に賃上げが追いついていない現状を鑑み、すべての働く者の賃上げに向けた政策実現が求められる。【図 2】

有期雇用、パートタイム、派遣等の労働者の不合理な待遇の解消をめざすために制定された「パートタイム・有期雇用労働法」の趣旨が県内のあらゆる職場で理解され、雇用形態にかかわらず社会的に弱い立場にある労働者が安心して働き続けられる職場環境をめざす。【図 2】

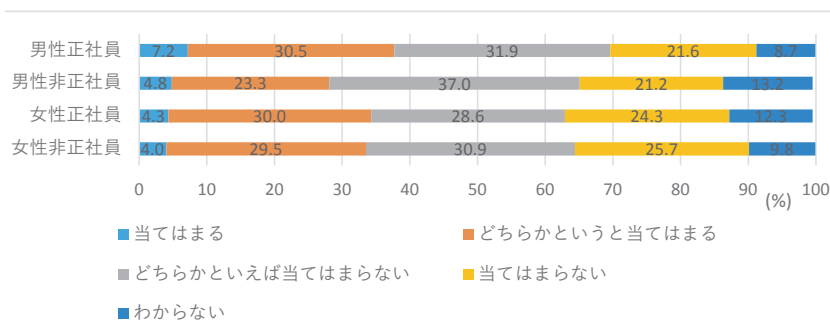
2023 年 4 月に成立した「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス法）」が 2024 年 11 月 1 日までに施行される。フリーランスの場合、実際は労働者と同じ働き方をしている、契約形態が異なるだけで業務中のケガや私傷病により業務遂行ができなくなった際、労災や傷病手当金の申請ができず、労働者としての保障がされないという課題がある。労働基準関係法令（安全衛生、育児介護、労災保険、最低賃金）における労働者性については、契約形態ではなく実態としてどのような働き方をしているかに基づき適正かつ迅速に判断を行うことが必要である。フリーランスとして働く者が無用なトラブルに巻き込まれることのないよう、積極的な情報発信と、行政に対して相談体制および相談対応の強化を求める。

【図 1】 連合静岡加盟組織の春闘妥結状況



出所：連合静岡中小労働対策局

【図 2】 Q. 今の勤め先での仕事の賃金処遇が適切で納得性がある（2022 年 10 月）



出所：連合総研「第 44 回『勤労者の仕事と暮らしについてのアンケート』（勤労者短観）」より連合作成

1 雇用・労働政策

(2) 労働環境の整備促進



連合本部の調査によれば、連合加盟主要組合の年間総労働時間は、2022 年度実績で 1,992 時間（2021 年度実績；1,985 時間）であり、前年比プラスとなった。一方、年次有給休暇（以下年休）取得状況を見てみると、平均取得率、取得日数ともに 2014 年度以降は改善傾向にある。年休取得状況が改善傾向にあるにもかかわらず、年間総労働時間が増加しているのは、時間外労働時間の増加が一因である（2022 年度；243 時間、2021 年度；234 時間）。職場実態に応じた要員配置や D X を活用した仕事の進め方の見直しなど、労使による点検を積極的に行う。【図 1】

長時間労働となる傾向が強い業種は「運輸業、郵便業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「教育・学習支援業」となっている。【図 2】

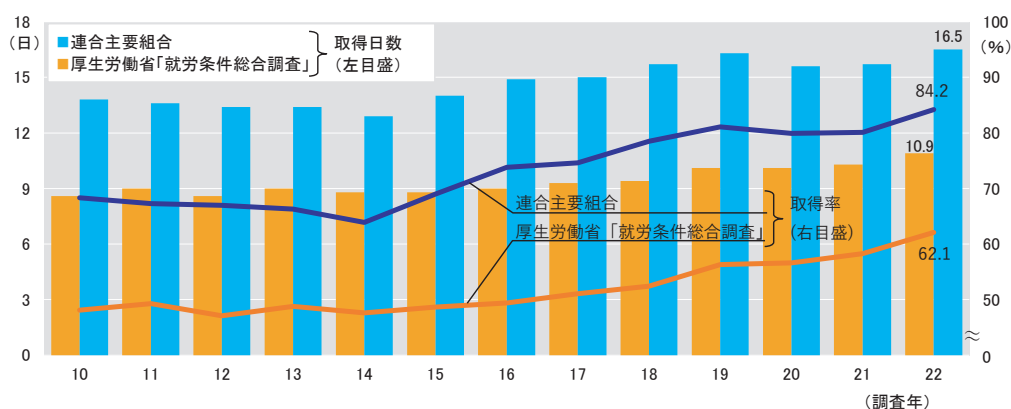
2024 年 4 月から「自動車運転の業務、医師、建設業」に時間外労働の上限規制が適用された。これを機に、適正な労働時間管理の徹底と合わせ、注文者や発注者、荷主から消費者に至るまでサプライチェーン全

体で労働時間短縮の取組みを進める必要がある。特に、我々消費者が「既存のサービスは当たり前」という認識を払しょくし、サービス提供の裏には多くの労働者がいることを常に認識しなくてはならず、消費者の意識改革を進める。

県が 2023 年 3 月より取り組んでいる「ふじのくに健康づくり推進事業所宣言制度」は、企業や事業所が従業員の健康管理や維持・増進のための具体的な取組目標を宣言し、その取組を県が支援するものであり、働く者の健康増進による労働生産性の向上や、労働災害の防止、企業のイメージアップにつながるなど、企業、労働者双方にとってよい制度と言える。県による周知活動の継続により、宣言企業が増え、職場環境の改善につながることを望ましい。

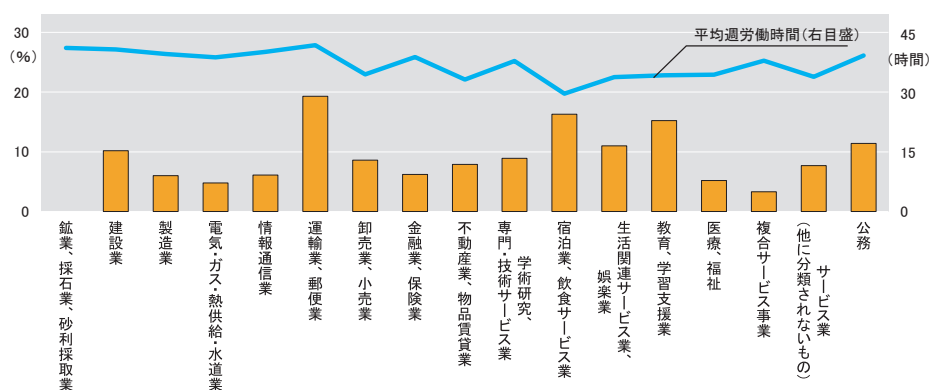
誰もが働きやすい職場環境を整備するダイバーシティ経営の考え方は企業の高評価につながるものであり、行政による関係セミナーの開催等を通じてさらなる拡がりが期待される。

【図 1】 年次有給休暇の取得推移



出所：連合「2023 年度労働条件調査」

【図 2】 週 60 時間以上の雇用者割合（週 40 時間以上の雇用者に占める割合：左目盛）



出所：厚生労働省「労働力調査」より連合作成

1 雇用・労働政策

(3) 法に基づいた労働者保護ルールの徹底



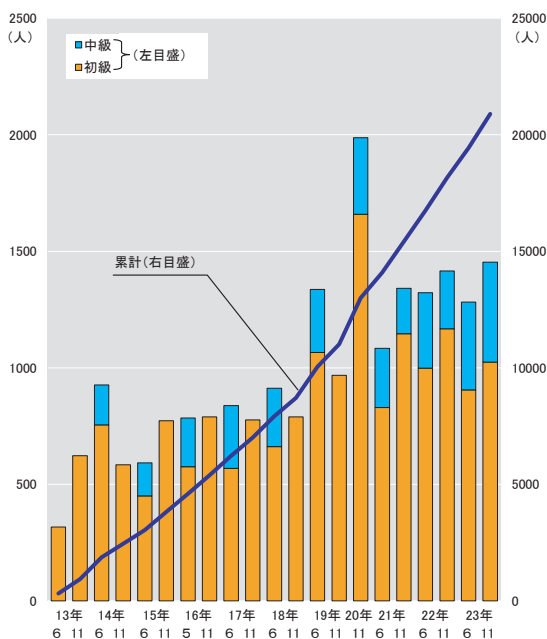
労働者を保護するため、法に基づく職場の安全衛生対策の徹底や最低賃金の遵守、不当な解雇の禁止などに取り組まなくてはならない。静岡労働局に対しては、要員の増強等体制の充実を図ることにより、各労働基準監督署管内の企業への指導監督の強化を要請する。静岡県に対しては静岡労働局と連携した県内企業への関連法令の周知や指導監督の強化、労働者からの相談体制の充実を求めている。

労働関連法の遵守のためには、使用者、労働者双方がワークルールそのものを理解しなくてはならない。2022年には連合「なんでも労働相談ホットライン」への相談件数が約2万件となった。相談の中には、ワークルールの知識があれば解決できたであろう事例や、知識不足からトラブルとなった事例も多く、ワークルールの知識取得の重

要性がますます高まっている。連合はワークルール検定の受講を労働者だけでなく企業側へも積極的にPRし、ワークルールの理解促進にも努めている。関係機関と連携の上、受講者数をさらに増やす取組を強化するとともに、県教育委員会に対し、高校生に対する受講を授業の1つとして採用するよう求め、働く前に最低限の知識を習得させる機会の創出に努める。

2023年秋より、ワークルール検定の一層の普及促進をめざすため、全国47都道府県のテストセンターで受験可能なオンライン検定制度を導入した。連合は今後も本検定制度の社会的ポジション向上などに積極的に関与・協力し、検定制度の安定的な運営とワークルール知識の普及に貢献する。【図1】

【図1】ワークルール検定
初級・中級受検者の推移と累計



出所：日本ワークルール検定協会

〈 検定協会の啓発推進委員会メンバー 〉

相原 康伸	(公社 教育文化協会理事長)
浅倉むつ子	(早稲田大学名誉教授)
浅沼 弘一	(金属労協事務局長)
安西 愈	(弁護士)
石田 眞	(早稲田大学名誉教授)
上西 充子	(法政大学大学院今日中)
大福真由美	(元電機連合書記長)
氣賀澤克己	(元中央労働委員会事務局長)
澤田 潤一	(日本生産性本部業務執行理事)
清水 信三	(株)ANA 総合研究所取締役会長)
鈴木 俊男	(全ILO 理事<使用者側代表>)
田川 博己	(JTB 取締役 相談役)
南雲 弘行	(元連合事務局長)
西谷 敏	(大阪市立大学名誉教授)
野田三七生	(全情報労連中央執行委員長)
長谷川真一	(元ILO 駐日代表)
浜村 彰	(法政大学教授)
東 明洋	(全国社会保険労務士連合会専務理事)
平田 美穂	(中小企業家同友会全国協議会政策広報局長)
宮里 邦雄	(弁護士)
村木 厚子	(元厚生労働事務次官)

敬称略、五十音順
(2023年1月31日時点)

出所：日本ワークルール検定協会

1 雇用・労働政策

(4) あらゆるハラスメントの根絶



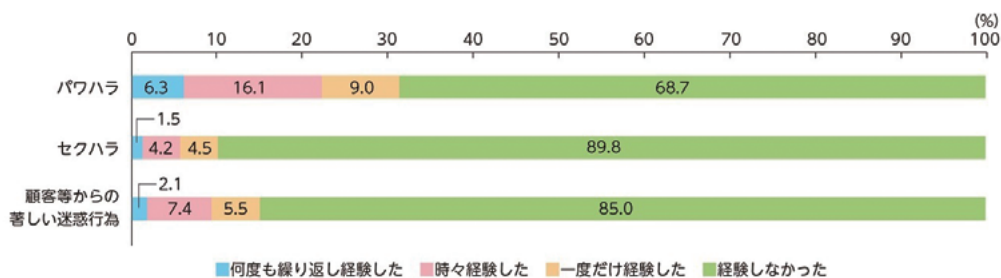
労働施策総合推進法および男女雇用機会均等法の中で、すべての事業主には、セクハラ、マタハラ、ケアハラに加え、新たにパワハラに関する雇用管理上の措置（防止措置）を講ずることが義務付けられている。しかしながら、連合静岡が日常受付けている労働相談では、ハラスメントに関する相談が最も多く、2023年度は288件で全体の23.2%となっている。厚生労働省が実施した「職場のハラスメントに関する実態調査（2020年）」によると、過去3年間でハラスメントを経験した人の割合は、パワハラが31.4%、カスハラが15.0%、セクハラが10.2%となっている。【図1】。県に対し、相談窓口の体制整備を継続するとともに、経営者を対象にした労働法セミナーではハラスメント防止に特化したカリキュラムを設定し、特に中小企業の経営者に対して法改正の趣旨や防止策を周知する

よう求めていく。

特にカスタマーハラスメントは、近年大きな社会問題になっている。連合が2022年に実施したアンケートでは、対策が取られていない職場の労働者の58.3%が心身に不調をきたしたと答えている。【図2】このような背景を受け、東京都では全国に先駆けて2024年10月にカスタマーハラスメント防止条例が制定された。本県でも関係者との協議の場を設置するとともに、同条例の制定に向けた検討を行うよう要請する。

あらゆるハラスメントを根絶し、誰もがいきいきと働き続けられる就業環境の実現に向けて、県内企業に対し、法令順守の必要性や対処方法の方針を規定し、従業員に告知するとともに、相談窓口の設置を徹底するなど、行政からの指導を強化するよう求めていく。

【図1】 過去3年間にハラスメントを受けた経験



出所：厚生労働省「職場のハラスメントに関する実態調査」（2020年）

【図2】 カスタマーハラスメントへの職場対応の有無と被害者の生活上の変化



出所：連合「カスタマーハラスメントに関する調査2022」

2 産業・経済政策

(1) 既存企業の定着支援と新成長産業の誘致・育成



静岡県の成長を支えてきた製造業が直面する課題として、デジタル化への対応に加えて、人口減少・少子高齢化の進行による市場規模の縮小、人手不足、産業構造の転換、カーボンニュートラルへの対応、グローバル化の進展など多岐に亘っている。既存企業が事業継続のために直面する様々な課題に対し、国や県などの行政による支援を求めていく。【図 1】

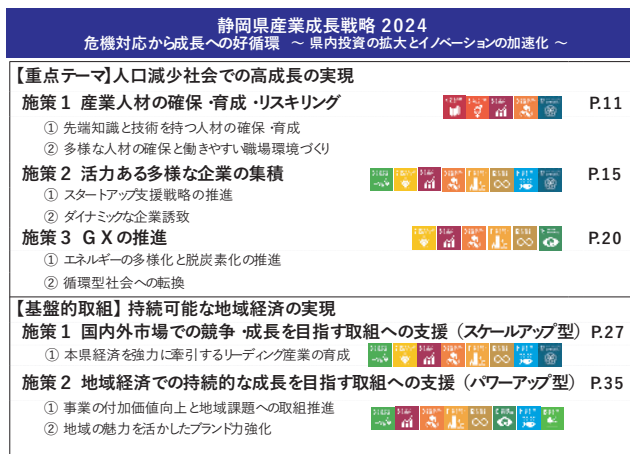
産業構造の変化に対応するには、人的投資、設備投資、研究開発などが不可欠である。人材不足が顕著となる中、企業における人材育成・能力開発の必要性が高まっているが、日本企業は能力開発費は国際的に低い水準であり、課題に直面しているにもかかわらず減少傾向にある。特に自社による教育が困難な企業に対しては、静岡県立工科短期大学などでのリスクリング（学び直し）機会を紹介するなど、中小企業の人

材育成を支援していく。

将来の静岡県経済を支える産業の誘致と育成も重要である。県が進めている成長分野の医療、ロボット、宇宙航空、CNF、次世代自動車等に関わる企業の県内定着のための支援や、市町と連携した関連企業の誘致などより、企業活動の活性化が進むことが期待される。【図 2】

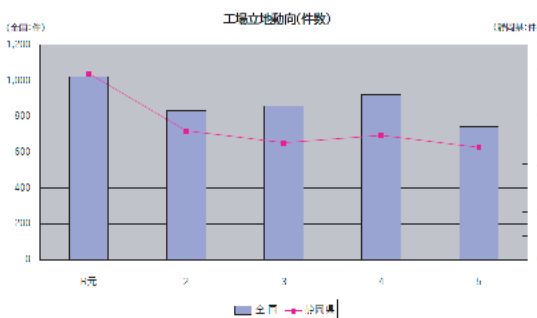
また、観光業も成長産業の 1 つであり、静岡県の基幹産業に位置付けられている。業務効率化や生産性向上に向けたデジタル技術の活用に対する補助や人材確保策への支援、国内外富裕層向け観光施策の拡充など、コロナ禍で経営が厳しくなった観光業界を積極的に支えるとともに、県として県内の観光資源の魅力を発信し、国内旅行者に加えてインバウンドに対しても積極的に PR を行うことにより、県内観光消費額の増加につながることが期待される。【図 3】

【図 1】 静岡県産業成長戦略 2024 の概要

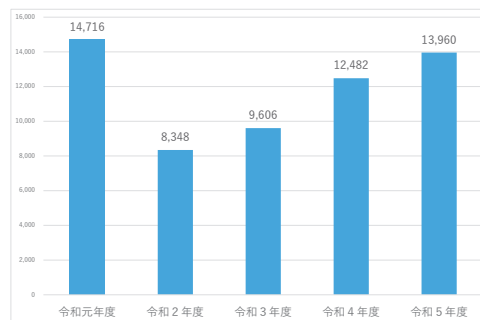


出所：静岡県経済産業部

【図 2】 静岡県への企業立地件数の推移



【図 3】 静岡県観光交流人口の推移



出所：静岡県経済産業部

2 産業・経済政策

(2) 地域経済を支える中小企業への支援強化



県内企業の約99%は中小企業であり、地域経済の大きな担い手となっている。中小企業を取り巻く環境は年々悪化しており、原材料やエネルギー価格の急騰による生産コストの増加が十分に価格転嫁されず、さらに人材確保のために防衛的賃上げをしなくてはならない企業も多く、経営的に苦しい状況に置かれている。本県経済の根幹を支える中小企業が抱える課題に対し、県内経済団体と連携の上、資金面や技術面および販路拡大の機会提供などの公的支援の継続を求めている。

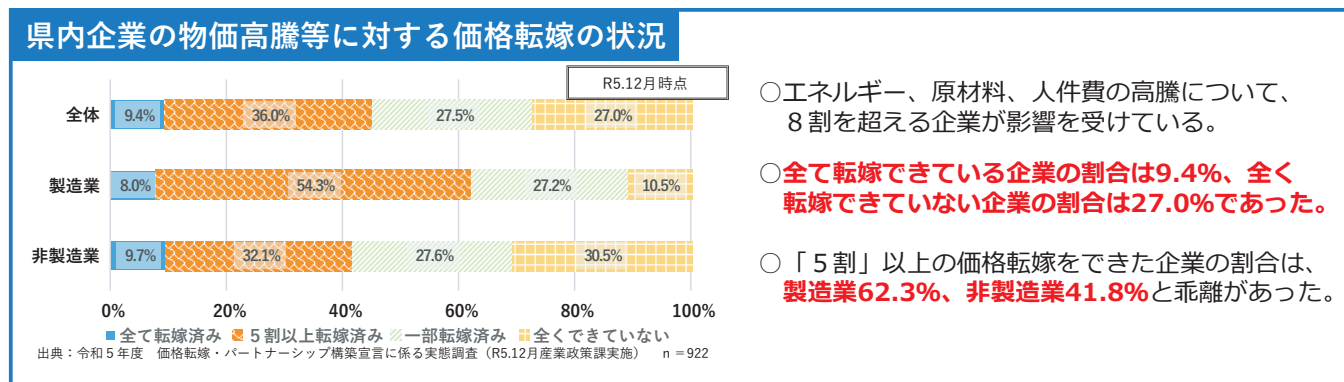
特に、中小企業を支援する目的で制定されたパートナーシップ構築宣言について、県内の事業所数に対する登録企業数は1.5%程度（2024年3月末時点）であり、未宣言企業のうち、連合静岡加盟労組の企業に対しては労使協議等の場において宣言の必要性を求める。また、県の調査では物価高騰等に対する価格転嫁の状況について、すべて転嫁できている企業の割合

はわずか9.4%で、まったく転嫁できていない割合は27.0%にも上っている。【図1】県に対し、パートナーシップ構築宣言にうたわれている内容の実効性を県内企業に周知するよう求め、適正な取引と価格転嫁を実現し、中小企業に働く労働者の処遇改善につなげる。

連合はすべての自治体において中小企業振興基本条例を制定をめざしている。県内市町では23市町にとどまっている（2024年3月末現在、連合静岡調べ）。推薦（支持）市町議員の協力を得ながら、未制定の市町での制定を促し、制定済みの市町に対しては規定されている施策を確実に実行するよう求める。【図2】

2021年2月静岡県議会にて「事業者を守り育てる静岡県公契約条例」が制定された。2024年3月時点で県内市町では依然として公契約条例は制定されていないため、すべての市町において公契約条例が制定されるよう、県および市町への働きかけを行う。

【図1】 県内企業の物価高騰等に対する価格転嫁の状況



出所：静岡県経済産業部

【図2】 県内自治体（県を含む）における中小企業振興基本条例 制定状況（2024年3月現在）

【制定済みまたは制定見込み】

静岡県、静岡市、浜松市、沼津市、三島市、富士宮市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、裾野市、伊豆市、御前崎市、菊川市、袋井市、伊豆の国市、牧之原市、松崎町、清水町、小山町、川根本町、森町

制定済みまたは制定見込み（県を含む）

25 / 36

出所：連合静岡調べ

2 産業・経済政策

(3) 労働力不足に対応するための人材確保策の推進



県内出身大学生のUターン就職率は2020年度36.7%、2021年度35.7%、2022年度34.2%で推移しており（しずおか産学就職連絡会発表）、県としてさまざまな施策を展開しているものの、進学等で県外に流出した若者の多くが県内企業に就職していない状況にある。【図1】若者のUターンが進まない理由は多種多様であり、幼少期からの地元愛の醸成や、若者にとって魅力あるまちづくり、地元企業の情報発信の強化など、取り組むべき課題が多い。県による部局横断的なプロジェクトチームの立ち上げなどにより、若者のUターンを促進する取組みの強化が望まれる。

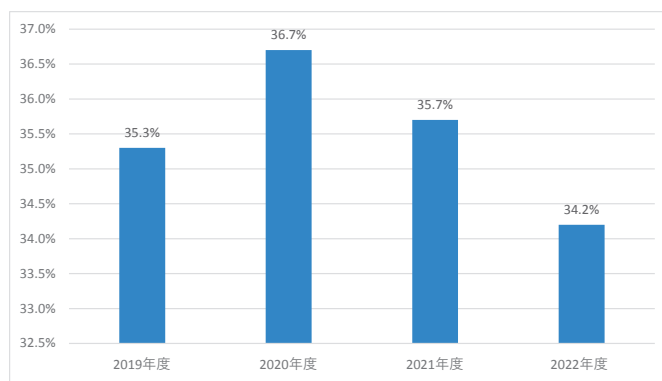
高年齢者雇用安定法では使用者に対し65歳までの雇用確保策として、「65歳までの定年引上げ」「継続雇用制度の導入」「定年制の廃止」のいずれかを義務付けており、70歳までの就業確保が努力義務となっている。年齢にかかわらず高いモチベーションをもって働けるためには、働きの価値に相応

しい処遇の確立が必要であり、企業に対して高齢者がいきいきと働ける職場環境の実現を求めている。

障害者雇用については、雇用者数・雇用率ともに着実に進展しているが、法定雇用率達成企業は55.4%にとどまっている（2023年6月静岡県発表）。企業にとっても障がい者を受け入れ、適材適所に配置することは、人材不足解消だけでなく企業のCSRにも貢献できる。企業と働く意欲のある障がい者のマッチングと定着を進め、障がい者が活躍できる社会の実現をめざす。【図2】

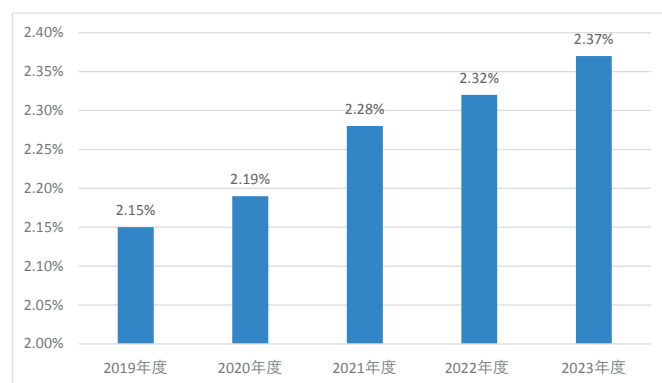
連合本部が実施した外国人労働者向け労働相談では、ハラスメントや雇用契約に関するものが多く、言葉の問題だけでなく、使用者が外国人労働者を単なる労働力として捉え、生活者としての尊厳を軽視する姿勢が見て取れる。多言語化による相談窓口の充実とともに、使用者に対し、セミナーなどを通じて関連法令の遵守と外国人労働者を雇用する上での留意点を理解させることが重要となる。

【図1】 県内出身大学生のUターン就職率



出所：静岡県経済産業部

【図2】 静岡県障害者雇用率（民間）



出所：静岡県経済産業部

3 社会保障政策

(1) 「全世代支援型」社会保障制度の充実



すべての人が必要な社会保障サービスを確実に受けられるよう、国や県と連携し、福祉政策を推進する。

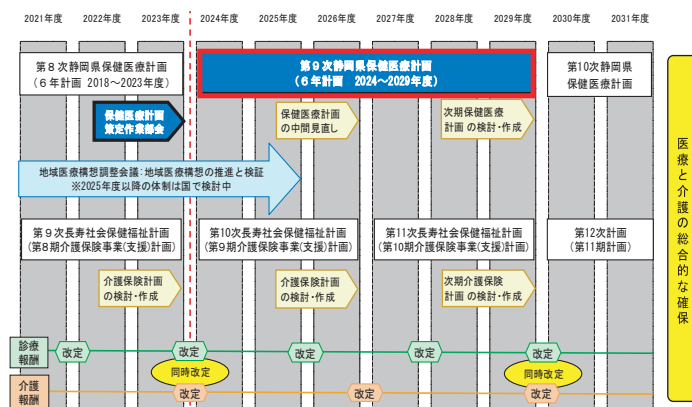
地域医療を確立するため、医師や看護師といった医療人材を確保するとともに、医療機能の役割分担と連携の推進が必要であり、圏域によっては脆弱さが指摘されている救命救急医療体制の再構築も急がれる。医療現場に負担をかけない適正な受診を促すため、県民に対する意識改革のための啓蒙活動と合わせ、地域や勤務する医療機関のニーズに応じて仕事の内容を柔軟に変えながら活躍できる総合診療医の育成について、県が主導的立場となって推進することを求める。【図1】

生活困窮者はコロナ禍では生活貸付制度を利用し、ギリギリの生活で凌いだが、2023年度からは貸付金の返済に加えて物価高騰によってさらに生活困窮となり、その結果、全国の2023年生

活保護申請件数は2022年から7.6%増の25万5,079件に上り、増加は4年連続となった。生活困窮からの脱却のため、自立相談支援機関等による生活相談や就労支援体制の強化が求められる。

経済的困窮や人間関係のトラブル等を理由に自殺者が増えている。特に30歳代以上の男性が増加しているため、いわゆる“働き盛り”世代に対し、自殺予防に関する情報発信が欠かせない。また、若年層の自殺者は横ばいであることから、LINE等を活用した相談体制の充実など自殺者対策を一層強化しなくてはならない。自死を決断する前に、誰かに相談してみようと思わせる取組みが重要であり、公的機関や関係NPOなどによる相談体制を充実させ、誰もが希望を持って生きられる社会づくりを推進する。【図2】

【図1】 静岡県の地域医療計画（概要）



出所：静岡県健康福祉部

【図2】 静岡県の自殺者の推移

本県の年齢階層別自殺者数（資料：「人口動態統計調査」・厚生労働省）

歴 年		R 元年	R 2 年	R 3 年	R 4 年	R 5 年
全国の上殺者数		19,425 人	20,243 人	20,291 人	21,252 人	21,016 人
県内の上殺者	人数 (A)	564 人	583 人	539 人	605 人	609 人
	男性	428 人	403 人	363 人	442 人	434 人
	女性	136 人	180 人	176 人	163 人	175 人
自殺の年齢内訳	19 歳以下	22 人	17 人	20 人	20 人	23 人
	20 歳以上	59 人	75 人	60 人	56 人	57 人
	30 歳以上	67 人	79 人	60 人	74 人	74 人
	40 歳以上	100 人	112 人	93 人	96 人	97 人
	50 歳以上	98 人	89 人	92 人	136 人	121 人
	60 歳以上	79 人	76 人	71 人	73 人	81 人
	70 歳以上	81 人	89 人	85 人	90 人	99 人
	80 歳以上	58 人	46 人	58 人	60 人	57 人
	不詳	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

※ R 5 年度は概数値（確定値は9月中旬頃公表予定）

出所：厚生労働省人口動態調査

3 社会保障政策

(2) 地域包括ケアシステムの推進と介護人材確保のための取組強化

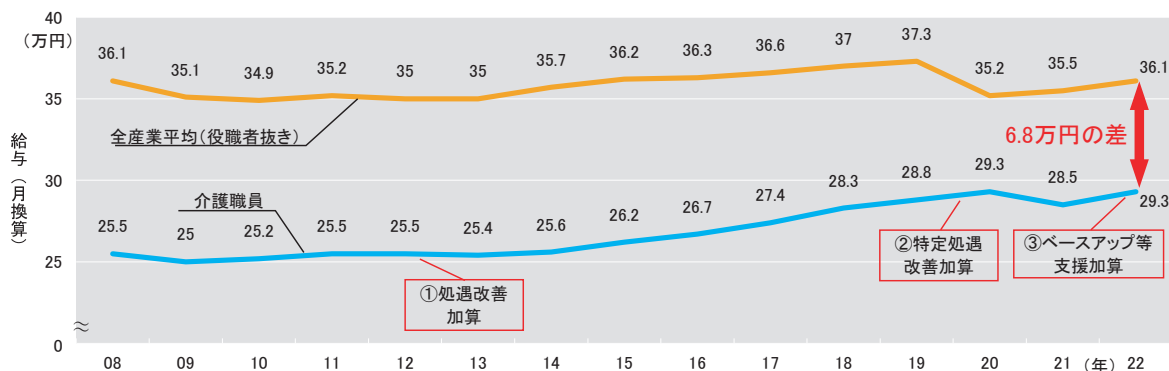


人生100年時代を迎えた昨今、地域社会においては高齢者の自立支援のため、集いの場づくりが重要であり、住民主体の「通いの場」を運営するボランティアの育成や立ち上げ支援の継続が求められている。

こうした超高齢化社会に対して様々な対応が必要とされる中で、介護が必要になった場合、高齢者の相談受付やケアプランの作成など、地域包括支援センターが果たす役割とその機能の充実に対する期待が大きくなっている。人材を確保した上で体制を整備し、質の良いサービスを確保しなければならない。県内では2023年度、地域包括支援センターが160か所以上設置されているが、都市部に集中しており、市町と連携し、高齢化率の高い過疎地域での設置も必要となる。

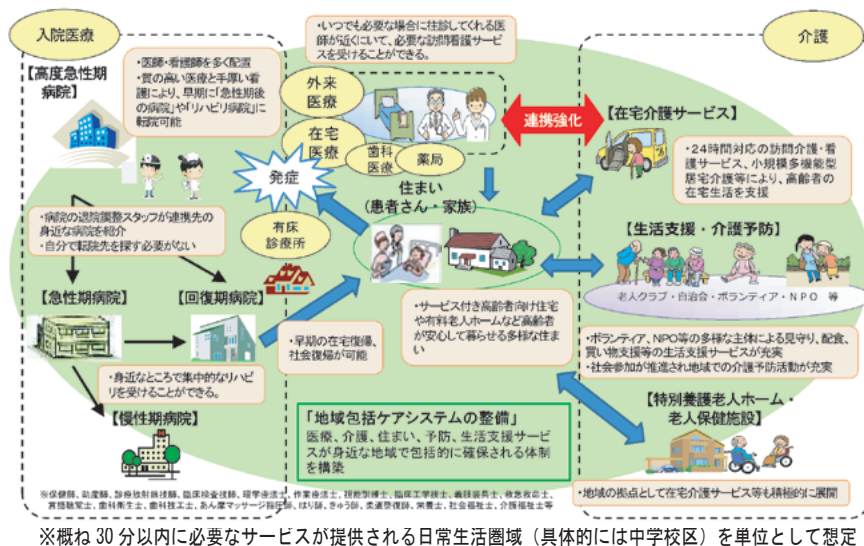
また、高齢者の受け入れ施設である特別養護老人ホームや小規模多機能型居宅介護事業所などの整備と介護人材確保にも継続して取り組むべきである。介護職員の賃金水準は、国主導で2022年には介護報酬の臨時改定が行われたものの、依然として全産業平均と比べて低く（月額6.8万円の差）、有効求人倍率をみても平均3.71倍（2022年）となっているなど、介護人材の処遇改善は喫緊の課題である。【図1】事業者に対し、業務負担軽減のため、ICTを活用した事務作業の効率化や介護ロボット導入などを求めるとともに、国や県に対しては、事業者が取り組む介護職員の処遇改善策について、必要な技術面でのアドバイスや財政的支援を要請する。

【図1】 介護職員の賃金推移



出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より連合加工

〈 地域包括ケアシステムのフレーム図 〉



出所：静岡県健康福祉部

3 社会保障政策

(3) 子ども・子育て支援制度の着実な実施



将来の静岡県を支える子どもへの投資は重要であり、妊娠前から妊娠期、子育て期まで良質かつ適切な医療福祉、教育等を提供し、社会総がかりで子どもを支援する体制を構築しなければならず、子育て世代の負担軽減が実現できる社会をめざす。

働きながら子育てをする労働者のために、企業などの勤務先に対しては、子育て支援制度の導入や拡充を求めるとともに、依然として低い男性の育児休業の取得率向上を促す必要がある。また、仕事と育児の両立の観点からも、県と市町が連携し、すべての希望者が保育所や放課後児童クラブを利用できる体制を整え、待機児童解消をめざしていく。

保育士確保に関しては2024年6月に「少子化対策関連法」が成立し、「こども誰でも通園制度」が2026年4月から全国で開始されることになったことから、今まで以上の人材不足が予想される。県内の保育士養成機関の卒業生が県内保育所に就職するための仕組みづくりや、潜在有資格者へのアプローチを強化し、復帰意欲

のある人が安心して現場復帰できる体制の充実が必要である。【図1】

親の経済状況による子どもの貧困が社会問題になっており、さらに、ヤングケアラー問題も顕在化している。これらの問題の解決のため、生活困窮者世帯の親に対する就労支援や生活上の課題に対する相談体制を拡充させ、またヤングケアラーについては、自治体による実態調査の実施と、調査結果に基づく行政、学校、地域によるサポート体制を構築する。【図2】

学校給食法では、国や地方公共団体の責務として、学校給食に必要な施設やその整備に関する経費は地方自治体が担っており、食材等の運営の経費（学校給食費）は利用者である受益者（保護者）負担である。全国の自治体の中には、学校給食を完全無償化する動きも出てきているが、本来は国の負担によって全国一律無償化することが望ましい。地域の実態調査や研究を行い、国に対し、早期の学校給食の無償化の実現を求めていく。

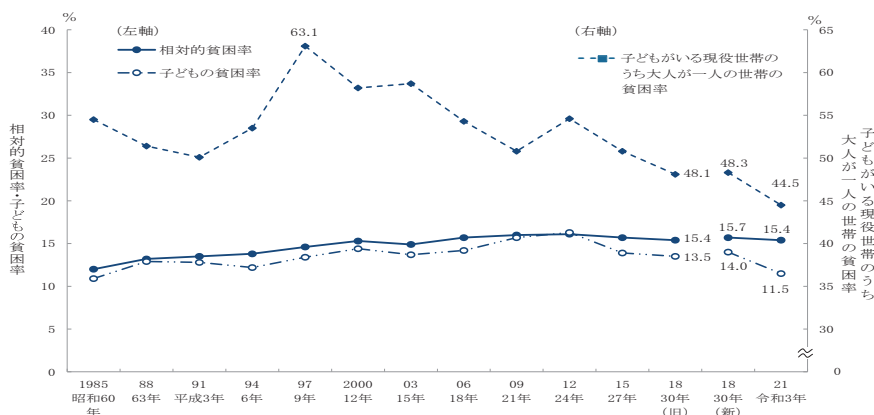
【図1】 静岡県保育士の人数推移

(単位: 人)

区 分	R 2		R 3		R 4		R 5		R 6	
	必要見込数	従事者数	必要見込数	従事者数	必要見込数	従事者数	必要見込数	従事者数	必要見込数	従事者数
保育所	9,296	7,027	9,468	6,816	9,597	6,808	9,523	6,831	9,556	—
充足率(従事者数/必要見込数)	75.6%		72.0%		70.9%		71.7%		—	
幼保連携型認定こども園	5,494	5,286	5,580	5,798	5,638	6,099	6,507	6,640	6,520	—
充足率(従事者数/必要見込数)	96.2%		103.9%		108.2%		102.0%		—	

出所：静岡県健康福祉部

【図2】 貧困率の年次推移



出所：内閣府 2023年国民生活基礎調査

3 社会保障政策

(4) 障がい者が地域で尊厳をもって生活する権利を保障した共生社会の構築



障がいがあることを理由とした差別はあってはならず、障がい者が地域で健常者とともに不自由なく生活できる社会の構築が不可欠である。

2021年に障害者差別解消法が改正され、2024年4月1日からは事業者も合理的配慮が義務化された。努力義務から義務へと変更され、すべての事業者は合理的配慮を行わなくてはならず、企業は障がいのある人それぞれの適性に応じた対応を行わなくてはならない。法改正の機会を踏まえ、障がい者に対する県民および企業のさらなる理解・協力・サポートが必要であり、障がいの有無で差別されることのないインクルーシブ（包摂的）な社会の実現をめざす。

重度心身障がい児（者）を受入れ可能な医療型短期入所サービス施設を増やすことにより、家族

の心身の負担軽減を図る。

障がいのある人の重度化や高齢化、親亡き後の生活を見据え、地域生活支援拠点であるグループホームの整備を促進し、障がい児（者）とその家族が将来にわたって安心して生活し続けられるよう、県民に対する共生社会の理念の周知と、公的機関や民間NPOなどによる必要な支援を充実させなくてはならない。

福祉的就労施設で働く障がい者の賃金水準のさらなる向上が理想である。障がい者就労支援施設で作られた福製品の受注拡大を促進するため、官民一体となり障がい者が作製する福製品のオンラインによる販売網の整備や、地域による積極的購入を促進し、社会全体で障がい者の自立をサポートしていく。

〈 障害者差別解消法のパンフレット 〉

〈 ふじのくに福製品購入促進用チラシ 〉

障害者差別解消法が変わります！

令和6年4月1日から

合理的配慮の提供が義務化されます！

令和3年に障害者差別解消法が改正され、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されました。

障害のある人もない人も、互いにそのらしさを認め合いながら共に生きる社会の実現に向け、事業者の皆さまもどのような取組ができるか、このリーフレットを通じて考えていきましょう！

改正後

	行政機関等	事業者
不当な差別的取扱い	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	努力義務 ⇒ 義務

目次

- 表紙……………1
- 共生社会の実現に向けて……………2
- 合理的配慮の提供とは……………4
- 「合理的配慮」には対話が重要！……………6
- 不当な差別的取扱いとは……………8
- 障害のある人へ適切に対応するためのチェックリスト……………10
- 困ったときは……………12

出所：内閣府

一人一品運動

協力隊

障害のある人が通う障害福祉サービス事業所の製品である福製品の継続的な購入を促し、工賃向上と経済的な自立を支援する運動です。

静岡県では、障害のある人が働く福祉事業所の製品に「ふじのくに福製品」という愛称をつけ、つくる人も買う人も幸せになりますように…という思いのもと、地域での継続購入を奨励しています。

一方「SDGsについて、自分で何か行うにはハードルが高い」と感じる人は、40代以上で3〜4割(※)に上るそうです。

今回、SDGsを気軽に実践するきっかけとなるよう、県内企業の社員向けに「ふじのくに福製品」セットをご用意しました。個人でご購入いただいても、グループでシェアしていただいても結構です。丁寧に製作して貴社にお届けしますので、この機会にぜひ申し込みをご検討ください。

(※) 電通「SDGsに関する生活者調査」

皆様が「ふじのくに福製品」を購入するメリット

福製品を購入することで

- 自立心UP
- 収入UP
- SDGs 持続可能な開発目標
- ESG 環境・社会・ガバナンス
- 社会貢献

ふじのくに福製品を購入することが、障害のある人の経済的な自立に繋がることから、一人一人ができる社会貢献活動として推奨されています。

【お申し込み期限】 第1回 9月30日(月) 第2回 10月31日(木) 第3回 11月29日(金)

【納品予定時期】 第1回11月上旬頃 第2回12月上旬頃 第3回2025年1月上旬頃

【お申し込み先】 社内で取りまとめのうえ、オールしずおかベストコミュニティあてにメールにてお申し込みください。
お申し込み専用メールアドレス: ippin@all-shizuoka.or.jp

【代金お振込み先】 ゆうちょ銀行〇八支店 当座口座135396 トクビ オールしずおかベストコミュニティ
静岡銀行 本店営業部 普通1529519 トクビ オールしずおかベストコミュニティ

※代金はお申し込み期限までに上記口座にお振り込みください。振込手数料はオールしずおかベストコミュニティで負担いたします。
※企業・団体一括振込の場合は、「イッピン企業・団体名」と記載してください。
※個人でお振込の場合は、受注後「企業・団体番号」を取りまとめ担当者様にお知らせしますので、お名前前に番号を付けてお振り込みください。

詳細についてはWebHPを御確認ください。「静岡県一人一品運動協力隊」に検索いただくか、下記URLからアクセスできます。
<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/shuroshien/1040127/1003000/1023645.html>

【お問い合わせ(募集・お申し込み・納品について)】
特定非営利活動法人 オールしずおかベストコミュニティ TEL 054-251-3515 E-mail ippin@all-shizuoka.or.jp
【お問い合わせ(一人一品運動協力隊全般について)】
静岡県健康福祉部障害者政策課 TEL 054-221-3619 E-mail shougai-seisaku@pref.shizuoka.lg.jp

出所：静岡県健康福祉部

3 社会保障政策

(5) 過去の経験を活かした新たな感染症発生時の対応



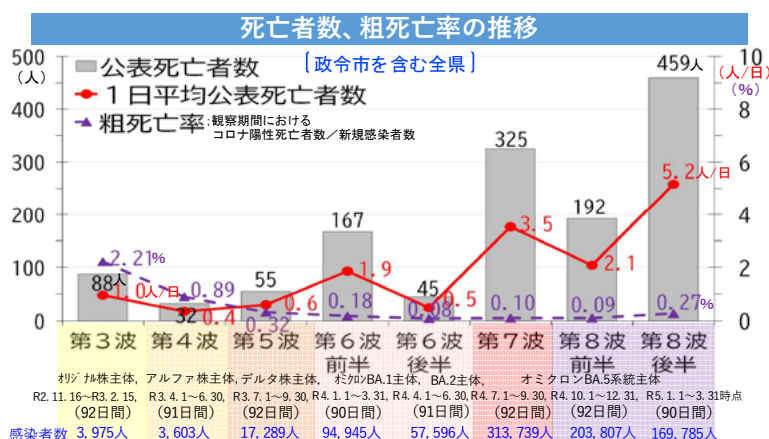
2020年1月に国内で初めて感染者が確認された新型コロナウイルス感染症は我々の生活様式を一変させた。行動制限を余儀なくされ、経済活動も停滞するなど、過去に経験したことない社会現象となった。政府は2023年5月に新型コロナウイルスの感染法上の分類を季節性インフルエンザと同じ「5類」に引き下げ、すでに新型コロナウイルスは特別な感染症ではなくなっている。【図1】

今後、新たな感染症が発生することも想定しなくてはならない。この場合は、新型コロナウイルス感染で得られた知見を最大限生かし、特に感染初期における水際対策や、地域で実務を

担う保健所での対策機能の早期立上げと応援体制の事前確認、検査体制の確立、迅速なワクチン接種、医療機関同士の連携体制の確立と訓練の実施などの対応策が必要となる。また、免疫機能を高めるためにはワクチン接種が効果的であり、安定的に安心なワクチンを提供するため、国に対し、国産ワクチンの開発と提供を求めている。

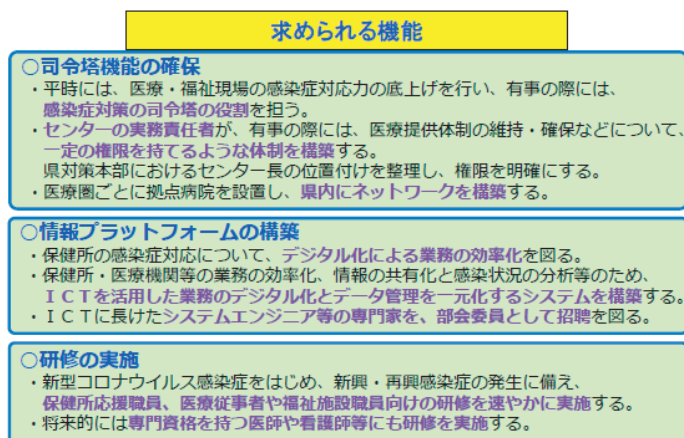
静岡県が2023年度に立ち上げた「ふじのくに感染症管理センター」は今後発生する可能性のある新たな感染症に対処するための司令塔となる。この機関を中心に新たな感染症の流行に備えた万全な防疫体制の構築を求めている。【図2】

【図1】 新型コロナウイルスによる死亡者数推移



出所：静岡県健康福祉部

【図2】 ふじのくに感染症管理センターの概要



出所：静岡県健康福祉部

4 その他

(1) 持続可能で安全・安心な社会資本整備の推進



道路や橋梁といった県民が日常使用する社会資本の整備においては、公共性や社会性を重視しつつ、安全性確保のため、長寿命対策や老朽化対策を進めていくことが求められる。加えて、慢性的な渋滞は地域の社会経済活動にとって大きなマイナスになるため、費用対効果を十分に検証しつつ計画的な解消対策を実施すべきである。

公営住宅については、維持管理にかかる費用面や人口減少、高齢化などの要素を踏まえた上で、県営・市町営にとらわれず、総合的な運営方式に転換するなど、公が行うべき住宅供給サービスのあり方の見直しが必要である。

近年、慢性的な人手不足にあったバス・タクシー事業は、コロナ禍や2024年問題も相まって、とりわけドライバー不足についてはさらに厳しい局面を迎えている。路線バスではやむなく運行ルートや本数を減とし、タクシー業界では運転手がコ

ロナ禍で大幅に離職した影響により、回復した需要に供給が追いついていない。公共交通に依存する割合の高い世代（高齢者や学生・子ども）の移動手段がさらに制限されることから、地域公共交通確保のため、2022年度から検討を開始した「ふじのくに地域公共交通計画」を具体的に行う必要はない。交通事業者並びに市町と連携の上、公共交通サービスの質を落とさない取り組みの強化が求められる。【図1】

持続可能な水道事業を実現するため、水道事業体における人材の確保・育成や老朽化した管路の計画的な更新・修繕を行う必要があり、そのためには広域化を含めた事業維持のための検討を進め、災害時の復旧対応のリスクも含め、計画的な更新による低廉で安全な水道水の供給が維持できる基盤づくりに取り組むべきである。

【図1】 ふじのくに地域公共交通計画の概要

① 基本的な方針

「2050年の目指す姿を実現するためには、2028年（5年の計画期間）にはどうあるべきか」の視点から、5か年の短期計画における基本的な方針を設定した。



② 公共交通のゴール

「将来、目指す姿」が実現した際に私たちの暮らしがどのように変化するかを踏まえ、計画の目標を設定した。

- ① 必要な時に、必要な場所へ
 - ② 安全に、安心して
 - ③ 迷わず、スムーズに
 - ④ だれもが快適に
 - ⑤ みんなが愛する地域の誇り
- 移動するのに役に立つ

④ 県全体の達成指標

基本的な方針	指標	達成指標（数値指標）	
		現状値	目標値（2028年度）
地域の足を支える公共交通の確保	1 県民一人当たりの公共交通機関利用回数	48回／人（2020年度）	72回／人以上（コロナ禍前より増）
	2 地域間幹線系統に関する事業評価におけるA評価の割合	60%（2023年度）	70%以上（10ポイント増）
乗りやすい、乗ってみたい公共交通の提供	3 企画乗車券等の販売枚数	12.1万枚（2022年度）	13.4万枚以上（10%アップ）
	4 GTFSデータ（経路検索アプリやサイトに掲載されるのに必要なデータ）整備済み市町数	6市町（2022年度）	33市町（対象全市町で整備）

出所：静岡県交通基盤部

4 その他

(2) 多文化共生社会の実現



2023年10月1日現在の本県の外国人人口は、99,004人で前年に比べ7,636人増加し、県の総人口に占める割合は2.79%で、前年より0.24ポイント増加した（2023年静岡県推計人口年報）。外国人労働者数は74,859人（前年比10.3%増、全国9位）となり過去最高を更新した。外国人労働者を雇用する事業所数は9,523か所（前年比5.6%増、全国9位）でこちらも過去最高を更新している（2024年1月静岡労働局発表）。外国人労働者の増加に伴い、地域コミュニティにおける外国人との共生は今まで以上にその必要性が高まっている。【図1、図2、図3】

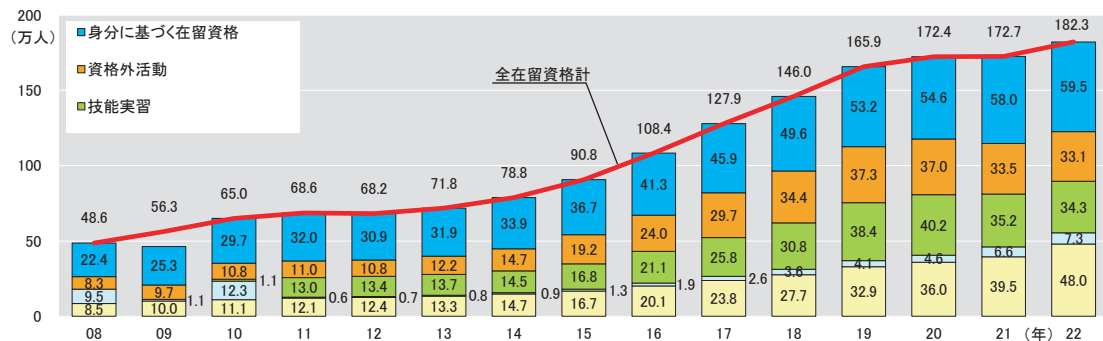
2019年10月に静岡県が県内1,695社に行った「静岡県外国人労働者実態調査」では、「技能実習生の日本語能力が不十分なため、コミュニケーションが上手くとれない」と回答している企業が多い。また、連合が行った外国人労働者向け

の労働相談に寄せられた相談にはハラスメントや雇用契約に関することが多く、これは言葉の問題のみならず、使用者の外国人雇用に関する理解不足が考えられる。

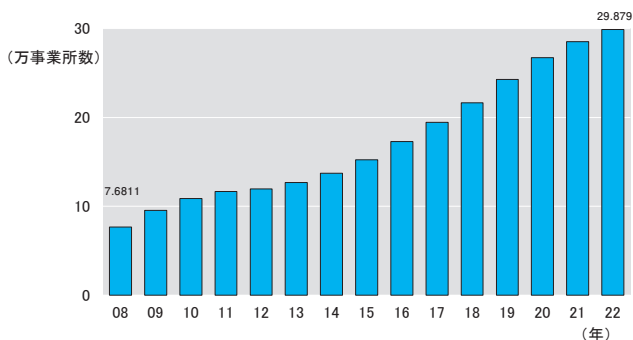
来日外国人労働者側にも、日本の文化や法律に対する理解力向上を期待しつつも、使用者に対し、外国人労働者を単なる労働力と捉えることなく、彼らの尊厳を重要視し、仲間意識をもって受け入れることを意識するよう求める。外国人県民への差別や偏見をなくし、県が進める心のユニバーサルデザイン（県民一人ひとりが相手の立場に立って思いやりのある行動をすること）運動の浸透によって多文化共生社会の実現をめざす。

外国人労働者が気軽に相談できる体制整備も必要であり、県および市町における多言語に適用した専門の相談窓口の機能を充実を求めている。

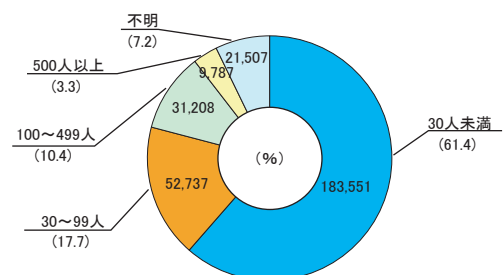
【図1】 在留資格別外国人労働者数の推移（全国）



【図2】 外国人雇用事業所数（全国）



【図3】 規模別・外国人労働者雇用事業所数（全国）



出所：図1,2,3とも厚生労働省「外国人雇用状況」の届け出状況まとめ（2022年10月末現在）より連合作成

4 その他

(3) 環境保全と地球温暖化対策の推進



地球温暖化対策のための2050年カーボンニュートラルへの対応は、社会総がかりで取り組むべき課題であり、とりわけ産業界にとっては事業構造の転換を強いられるほど大きな課題であると言われているが、日本は諸外国と比べ、脱炭素対応への遅れが指摘されている。政府は、2023年5月にGX（グリーン・トランスフォーメーション）推進法を成立させ、将来の日本におけるエネルギー政策の方向性を定めた。

脱炭素への取組みが遅れることで、産業の競争力が衰え、雇用にも影響が出るとの指摘もあることから、産業政策とエネルギー政策の両面でカーボンニュートラルに取り組むことが必要となる。【図1】

脱炭素社会の実現に向け、省エネの推進や再生可能エネルギーの導入拡大、技術革新、CO₂を吸収する森林整備など、あらゆる手段を導入しなくては

ならない。あわせて、県民一人ひとりの意識改革も重要であり、食品ロスの削減や買い物時のレジ袋の使用自粛、プラスチックごみ削減など、環境を意識したライフスタイルへの転換を進める。【図1】

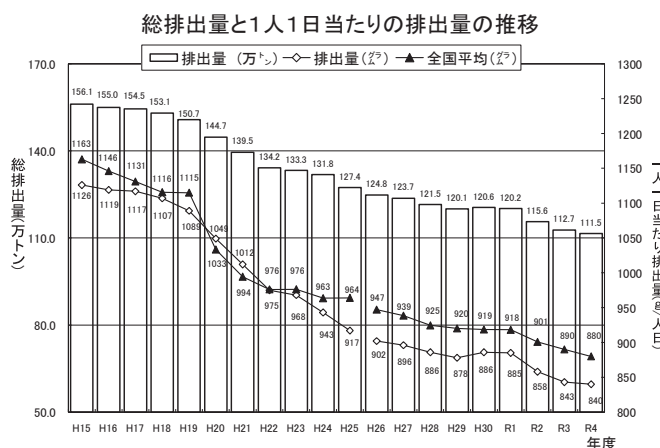
環境省が実施した一般廃棄物処理事業実態調査によると、2022年度の静岡県的一般ごみ総排出量は約111万5千トンで、前年度に比べ約1万2千トン（1.1%）減少した。県民の環境保全に対する意識の高まりが見られるものの、廃棄物処理時にはCO₂が発生することや、最終処分場確保の課題もあることから、徹底した3R（リデュース、リユース、リサイクル）活動に取り組むとともに、県民一人ひとりが地球環境にやさしい生活を送る意識を持つよう、地域における環境教育の開催や、広報媒体を活用した周知活動の推進を求めている。【図2】

【図1】 静岡県温室効果ガス排出量と削減目標（2030年度）



出所：静岡県くらし・環境部

【図2】 ごみの総排出量の推移（全国）



出所：環境省「一般廃棄物の排出及び処理状況等（令和2年度）について」

4 その他

(4) 教育の機会均等と学校の働き方改革による学びの質の向上



就学前から高等教育まで、すべての教育にかかる費用の無償化を実現するため、国に対し、必要な法整備を求める。また、GIGAスクール構想など教育のICT化に関わる情報アクセス環境の整備に対する国または県からの補助や、推進するための専門職員の配置などに伴う費用の公費負担などを求め、時代とともに変化している学び方・教え方への対応を充実させる。

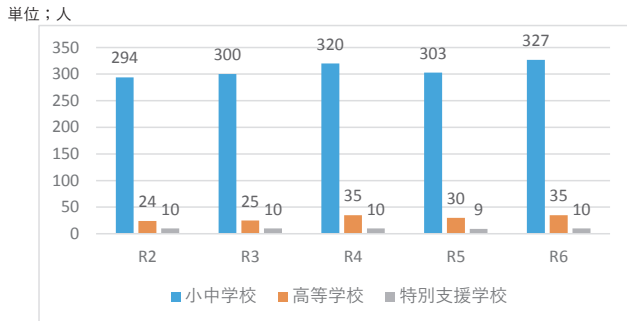
日本国憲法で保障されている「ひとしく教育を受ける権利」に基づき、いじめや虐待、貧困などの理由によって教育が受けられない事態は回避しなくてはならない。教育現場の実態に応じ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーなど、課題解決に向けた人材配置の充実を求める。【図1、図2】

学びの質を向上させるには、教職員の多忙化を解消させ、子どもと向き合う時間を確保することが不可欠である。文部科学省による2022年度の「教員勤務実態調査」では、今なお小学校教員の14.2%、中学校教

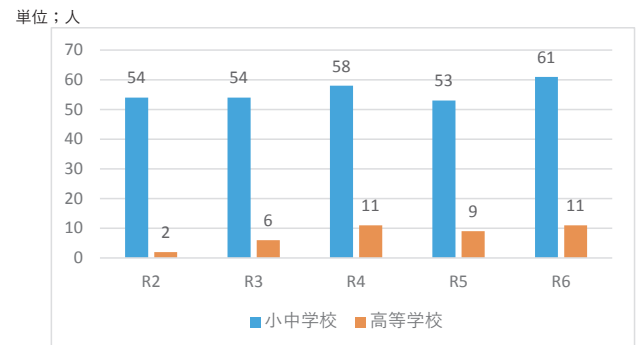
員の36.6%が過労死ラインに相当する「1週間の総在校等時間60時間以上」の実態にある。教職員定数の改善を継続して求めることや、現在国が進めている部活動の地域移行など、学びの質を向上させるための教職員の働き方改革は一層強化すべき課題である。【図3】

学ぶ意欲があっても家庭の経済的理由や学費の値上げ等で進学をあきらめる若者を救うため、奨学金制度の改正は重要な意味合いを持つ。現在学生の2人に1人は奨学金を借りており、卒業後に返済ができないという事態が発生している。国も給付型奨学金を受け取れる人や、授業料減免の対象になる人を広げる方針を掲げ、学生が学ぶ環境は改善しつつあるが、依然として制度が複雑であったり、諸外国に比べて給付額が少ないなどの課題がある。引き続き、企業からの寄付の促進などによる給付型奨学金制度の拡充を求めている。

【図1】 静岡県におけるスクールカウンセラー配置状況

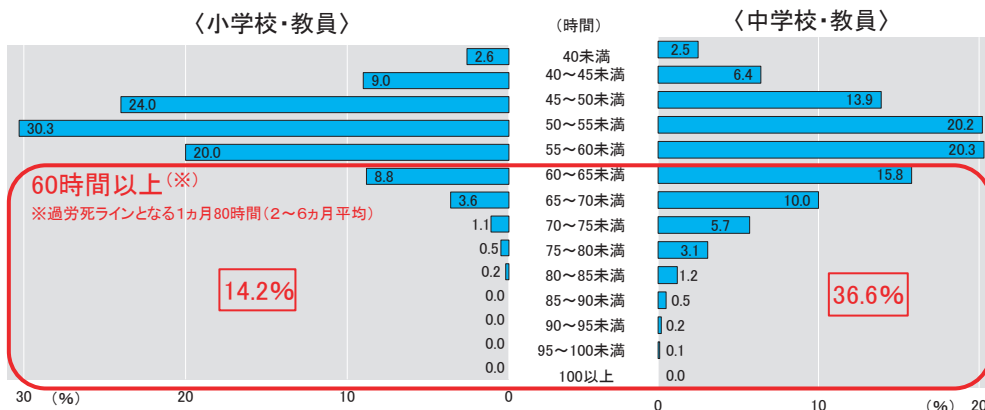


【図2】 静岡県におけるスクールソーシャルワーカー配置状況



出所：静岡県教育委員会

【図3】 1週間の総在校等時間の分布



出所：文部科学省「教員勤務実態調査（2022年度・速報値）」

4 その他

(5) 民意を政治に反映させるための投票環境の整備



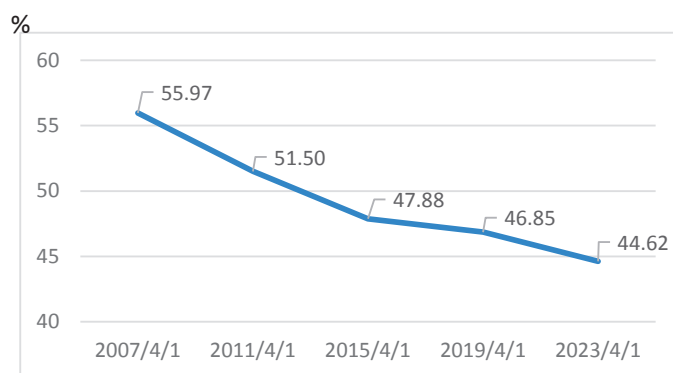
国政選挙、地方選挙とも投票率の低下が深刻化している。2023年4月9日執行の県議会議員選挙の投票率は44.62%となり、過去最低を記録した（2019年；46.85%、2015年47.88%）。投票率の低さは民意が政治に十分反映されていないことの裏付けであり、投票率向上のための方策は行政が行うべき課題である。【図1】連合静岡が2024年6月に30歳未満の組合員組合員に対して行った若年層向け政治アンケートでは、「インターネットで投票できたら投票しようと思う気持ちが強くなる」との回答が最も多かった。【図2】有権者の投票機会の確保策として、国に対し、電子投票制度の導入や郵便投票の簡素化などを求めて行く必要がある。

国と県に関わる選挙の開票実務は法定受託事務であり、市町選挙管理委員会が行っているが、

期日前投票所の設置や投票日当日の投票会場の設置数は市町判断によるため、投票機会の確保という点では自治体間で差が生じている。連合静岡としては、各市町に対する行政要請に際し、移動投票所の導入など投票しやすい環境整備を求めるとともに、市町が行う投票環境整備に対し、国や県による技術支援や財政支援など行うことを求めている。

若年層の投票率が低いことを受け、組織内の若者が投票に行かない理由を分析し、組織内の政治に対する関心を高める取組みを充実させる。また、県に対しては投票可能年齢が18歳に引き下げられたことを受け、若い年齢から政治参画意識が醸成されるよう、私立高校も含めたすべての高等学校において主権者教育の機会を設けるよう求めている。

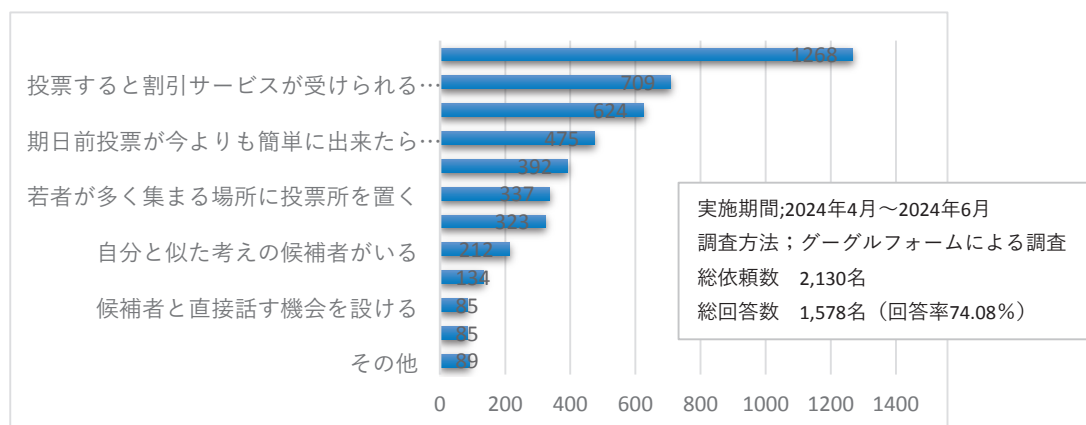
【図1】 県議会議員選挙投票率の推移



出所：静岡県選挙管理委員会

【図2】 若年層向け政治アンケート結果

Q19「選挙がどのように変われば投票に行こう・投票に行くという気持ちが今よりも強くなりますか？（複数回答有）」



出所：連合静岡政局

4 その他

(6) 住民サービスの質を落とさない持続可能な行財政運営の推進



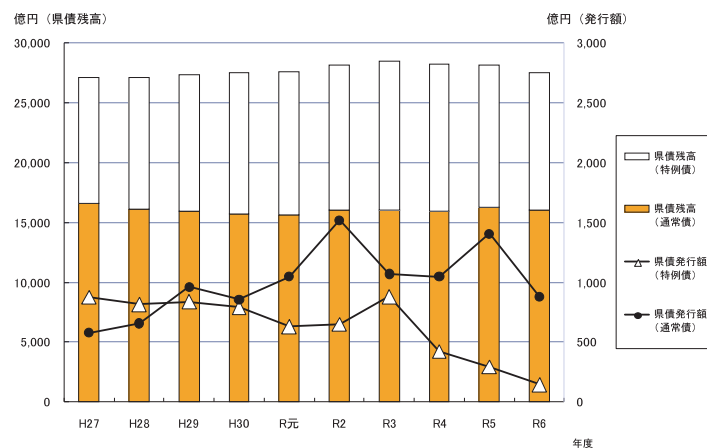
国自体が多額の国債に依存した予算編成を毎年続けており、本来地方の税収入とすべきである交付税が今後も確保されるかが懸念される。国は各自治体間財源の不均衡を調整するための地方交付税措置を維持し、地方自治体財政の底支えを行うべきである。また、国からの交付税措置等に依存しない税源移譲の比率を高め、地方自治体の裁量で予算編成ができる地方財政計画となるよう、財政面での地方分権を求めていく。

県及び各市町自治体の財政状況は、歳入面では新型コロナウイルス禍から税収総額は復調しつつある一方、歳出面では社会インフラの老朽化に伴う補修費、高齢者福祉関連の事業費等により増加傾向にある。また、災害などの不測の事態や年度間の財源不足分を、一般家庭の貯金にあたる財政調整基金を取り崩す財政構造となっており、各自治体の財政状況は決して楽観できる状況にはない。

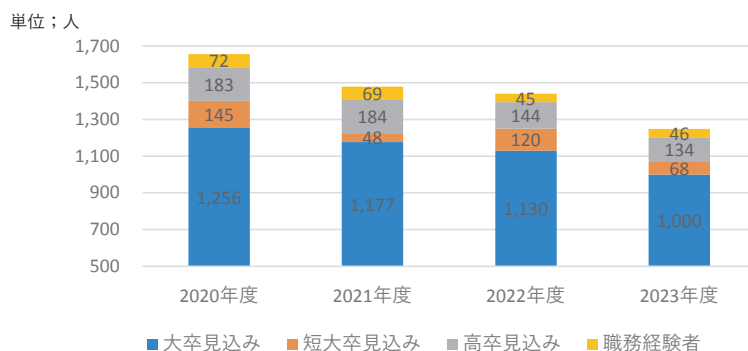
各自治体の財政運営においては資源価格・物価高騰の影響による人件費、燃料費、光熱費などの経常経費は引き続き増加するものと予想されるなかであって、これまで以上に収支均衡を意識した財政運営を行なうとともに、未利用財産の積極的な利活用等による歳入確保、歳出面ではあらゆる事業の必要性を再検証するとともに、自治体 DX 等の導入や自治体間の広域連携などによる事務事業の効率化を視野にいたれた健全な財政運営に努める必要がある。【図 1】

そのうえで、県や各自治体においては、職員の適正配置や教育は重要であり、特に大幅に不足している土木・建築系技術職員や総合的な知識を持つ職員の確保・育成に努め、質が高くかつ持続可能な行政運営を推進すべきである。【図 2】

【図 1】 静岡県県債残高の推移



【図 2】 静岡県職員採用試験申込者数（教職員、警察官を除く）



出所：図 1,2 とも静岡県知事直轄組織

連合は、働く者・生活者が
より働きやすい社会、くらしやすい社会、
誰一人取り残されることのない社会の実現をめざして、
政策提言を行っています。

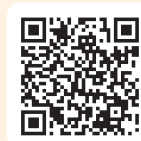
連合がめざす社会像

- 働くことに最も重要な価値を置き、誰もが公正な労働条件の下、多様な働き方を通じて社会に参加でき、社会的・経済的に自立することを軸とし、それを相互に支え合い、自己実現に挑戦できるセーフティネットが組み込まれている活力あふれる参加型社会（働くことを軸とする安心社会）
- 「持続可能性」と「包摂」を基底に置き、年齢や性、国籍の違い、障がいの有無などにかかわらず多様性を受け入れ、互いに認め支え合い、誰一人取り残されることのない社会

を連合はめざしています。

詳細は「連合ビジョン」をご覧ください

https://www.jtuc-rengo.or.jp/about_rengo/society/vision.html



SDGsと重点政策の関係について

SDGsは、2015年9月に国連総会で採択された「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals)です。「誰一人取り残されない」を理念とし、2030年までに達成すべき17の開発目標(ゴール)で構成されています。政府、民間企業や労働組合を含む市民社会組織等の参画により、世界規模で目標達成に向けた取り組みが行われています。

連合がすすめる運動は、SDGsそのものであると表現しても過言ではありません。めざすべき社会像として掲げている「連合ビジョン」や向こう2年間の運動方針、毎年の春季生活闘争、そして、本重点政策の実現は、SDGs 17のゴールにつながるからです。

連合は、SDGsの達成に向けて、雇用や生活を守るために労働環境の改善・ワークルールの制定、すべての働く人が安心・安全に誇りをもって働ける環境づくり、社会を構成する一員としての地域社会活性化の取り組みなどを本重点政策の実現を通して進めています。

連合の政策提言

■ 連合の重点政策

働く者・生活者が真に求める声を結集した「政策・制度 要求と提言」の中から、次年度予算に反映すべきこと、法案審議等に関することなどを中心に取りまとめたものが「連合の重点政策」(本文P2～5)です。実現に向けて、各省庁・政党への要請などを行っています。

■ 政策・制度 要求と提言

本冊子に掲載の「重点政策」以外の政策・制度については、連合のホームページに掲載し、適宜更新しています。



https://www.jtuc-rengo.or.jp/activity/seisaku_jitsugen/teigen/

■ 社会保障・教育・税制に関する政策構想

社会保障と教育制度の充実をはかり、誰もが必要な給付やサービスを楽しみ、その負担を社会全体で分かち合うことで、誰一人として取り残されない活力ある社会を創り出していくための3つの政策構想

https://www.jtuc-rengo.or.jp/activity/seisaku_jitsugen/teigen.html



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



*それぞれの政策とSDGsとの関係性は、各ページのマークでご確認ください。



連合静岡

日本労働組合総連合会静岡県連合会



地域に根ざした顔の見える労働運動をめざして



連合静岡

検索

わたしたち 働く人の味方です



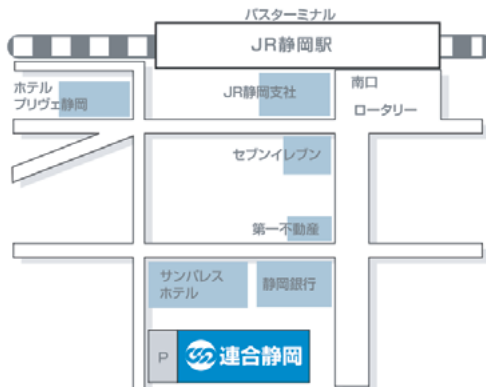
■静岡県内の連合静岡本部および事務所のご案内

西部事務所 〒435-0048 浜松市中央区上西町1270 友愛会館
☎053-465-1115 Fax: 053-465-1781

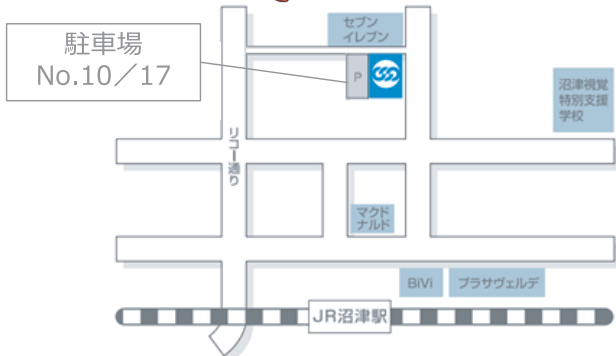


県本部・中部事務所

〒422-8067 静岡市駿河区南町11-22 静岡労働会館1F
☎054-283-0105 Fax: 054-288-0105



東部事務所 〒410-0048 沼津市新宿町9-6 佐藤ビル1F
☎055-921-1400 Fax: 055-926-2628



後 記 ～連合静岡政策集第 2 版の発行にあたって～

近年、世界各地で大規模な自然災害が多発する中、日本国内においても例外ではなく、相次ぐ大地震や水災害、地球沸騰化など、私たちを取り巻く環境はこれまで以上に自然との共生や防災・減災が必要とされております。また、生活面において、賃上げ機運は高まるものの一部企業の限定的なものであり、賃金格差が広がる傾向の中、とどまることのない物価上昇により実質賃金は低下の一途をたどり、先進国はもとよりアジアの中での優位性も低くなってきています。

その中で、連合は「働くことを軸とする安心社会」を目指し、勤労者・生活者の視点に立った政策立案と実現に向けた活動に日々取り組んでいます。とりわけ連合静岡においては、正規・非正規にかかわらず「すべての労働者」にとって多様性を認め合い、誰もが安心して働き続けられる環境を整備すべく、連合静岡が理想とする社会像を連合静岡政策集として編集し、この度第 2 版を発行することといたしました。

引き続き地域に根差した労働運動を推進するにあたり、働く仲間の思いを大切に、地域社会にとってなくてはならない存在感のある連合静岡を目指し、各級推薦・支持議員や地協の皆様と連携しながら県や各市町行政に要請を続けてまいります。各地域における議会活動や行政への要請行動の際、ご活用いただくことを期待いたします。

2024 年 10 月
連合静岡
事務局長 今泉 竜

【連合静岡政策集第 2 版編集委員（2024 年度政策委員）】

委員長	副 会 長	赤池 浩章	(県教組)
委 員	会長代行	白戸 康章	(J A M 静岡)
委 員	副 会 長	片山 志津子	(自動車総連)
委 員	副 会 長	菅 勝幸	(U A ゼンセン)
委 員	副 会 長	伊佐地 豪文	(電機連合)
委 員	副 会 長	福井 淳	(自治労)
委 員	副 会 長	山田 三保	(電機連合)
委 員	執行委員	平田 有毅	(電力総連)
委 員	執行委員	半田 健介	(J R 連合)
委 員	執行委員	杉本 敏彦	(沼駿三田地協)
委 員	執行委員	鈴木 啓盛	(静岡地協)
委 員	執行委員	山口 健	(浜松地協)
委 員	推薦議員	田内 浩之	(静岡県議会議員)
委 員	推薦議員	伴 卓	(静岡県議会議員)
委 員	推薦議員	植松 英樹	(長泉町議会議員)
委 員	事務局長	今泉 竜	(連合静岡)
委 員	副事務局長	内山 千穂	(連合静岡)
事務局	副事務局長	櫻町 宏毅	(連合静岡)
事務局	専従局長	遠藤 憲吾	(連合静岡)

連合静岡 政策集

2024.10 ~ 2026.9

第2版

発行	2024 年 10 月
編集	連合静岡
	〒 422-8067 静岡市駿河区南町 11-22
TEL	054-283-0105（社会政策局）
E-mail	info-rengoseisaku@shizuoka.jtuc-rengo.jp
印刷	日本レーベル印刷